

令和6年度 自己点検評価書

令和7(2025)年2月



目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	47
基準 5. 経営・管理と財務	56
基準 6. 内部質保証	67
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A. 社会貢献	71
V. 特記事項	74
VI. 法令等の遵守状況一覧	75
VII. エビデンス集一覧	86
エビデンス集（データ編）一覧	86
エビデンス集（資料編）一覧	87

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神と教育理念

宇部フロンティア大学短期大学部の歴史は、明治 36（1903）年に香川昌子が現在の宇部市藤山に開塾した香川裁縫塾に始まる。翌年には、県知事の許可を得て香川裁縫女学校となり、以後、激動の 20 世紀の変遷の中で幾多の困難を克服し、香川高等女学校をへて昭和 35（1960）年、県下で最初の短期大学を設立した。

開学の祖である香川昌子は、瀬戸内海沿岸の鉱工業地としてスタートした宇部村で、教育を求める若い年代の女子に、手に職を付ける裁縫の技を磨く教育と、女性として、また妻として生きていく上での教養の大切さを強調し、教育実践に邁進した。単に実用的な知識や職業教育のみを追求するのではなく、精神的にも、社会的にも自立した心豊かな自由な人間の育成に努めた。短期大学の開学に際し、香川昌子の教育姿勢と教育精神を受け継ぐ言葉として「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神として掲げ、教育理念とした。これは、心を磨き、生活や仕事に直結する実学的な学び（学問）を重視する姿勢を表明したものである。「人間性の涵養」とは、人間の多様な生き方を尊重しつつ、自らの考えを持ち、共通の目的に向かって自律的に行動できる人材を育成することを表している。多様化、複雑化が進行する現代社会にあっては、どんな仕事であっても異なる職種、異なる価値観を持った人たちと協働して問題解決に当たる機会が多くなっている。そのような社会で問題解決に当たるために自分が置かれた状況を理解し、関わりのある他者を理解し、寄り添うことができる人間力の涵養が求められるのである。「実学の重視」とは、すぐに役に立つ知識や技術を手っ取り早く獲得することではない。実際の現場で経験を積み重ねることによって、知識と技術を自分のものにするプロセスを重視した教育を行うということである。このような能力は、多様な意見や背景を持った人たちと交流する現場での経験を積み重ねることによって育成される。それは、人と人とのつながりの中で新たな価値を創造するプロセスでもある。この経験が「人としての奥行き」を涵養し、人間性豊かな人材を育成する。

本学では、建学の精神に基づく教育のモットーとして「礼節、自律、共生」を掲げている。礼節とは「他者の尊厳を尊重すること」、自律とは「自己の確立、自ら考え行動すること」、共生とは「共通の目的の実現に向かって努力を惜しまないこと」をあらわしている。また、自己と他者の関係性を構築し、自己の個性を生かして行動することにより、既存の価値観の受け売りではない、自分の考えによる解決策を生み出す能力を育成する教育を行うためのスローガンとして「あなたらしさを仕事力に」を掲げている。

2. 建学の精神に基づく短期大学部の使命

本学は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を掲げ、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則って短期大学教育を施し、文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを使命としている。

3. 短期大学の個性・特色

1) 専門的な職業教育

香川昌子は、明治 36 年に裁縫塾を開塾し、これが学校法人香川学園の始まりとなっている。裁縫は当時の女子が手に職をつけるための手段であり、後に建学の精神として纏めた「人間性の涵養と実学の重視」の「実学」そのものであった。本学では、現代においてもその精神を継承し、保育学科及び食物栄養学科において職業に直結する専門教育を行い、特色のひとつとしている。

保育学科では、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格をはじめ、認定ベビーシッター資格、児童厚生二級指導員資格の取得が目指せる教育課程としている。食物栄養学科では、栄養士、フードコーディネーター3 級資格、フードスペシャリスト受験資格の取得が目標となっている。

また、これらの資格を持って職に就く力が必要となるため、1 年次後期の教養教育科目において「キャリアデザイン」を開講している。この科目では、各学科の担当教員と、キャリアコンサルタントの国家資格を有する事務職員が連携し、職業に就くための意識の醸成や就職活動の技術向上を目指すとともに、社会人基礎力の育成を専門的に行っている。

2) 社会貢献

学則第 1 条第 1 項に、「文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」と定めており、本学では、社会貢献が使命であると認識している。各学科において、社会貢献を意識した教育研究活動が行われており、特色のひとつとしている。

保育学科では、宇部市から「宇部市放課後児童支援員研修」を受託し実施している。宇部市内に勤務する放課後児童支援員を対象にした研修会であり、学科教員が中心となって事業を行っている。

食物栄養学科では、地元の企業と協定し、消費者の健康ニーズに沿った弁当の開発に取り組んでいる。学生と企業が共同で開発した弁当は、一定期間、スーパーで実際に販売される。学生は、商品考案から商品化のプロセスを体験することで、実践力習得につながっている。また、山口県内の自治体とも協定をし、自治体の特産品を使った料理等の考案を行っている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治	36 年	4 月	香川裁縫塾開塾
	37 年	7 月	香川裁縫女学校認可（県知事）
大正	15 年	2 月	山口県香川実科高等女学校認可（文部大臣）
昭和	11 年	3 月	山口県香川高等女学校認可（文部大臣）
	14 年	4 月	財団法人山口県香川高等女学校認可
	22 年	4 月	香川学園中学校認可（昭和 37 年 4 月 宇部短期大学附属中学校に改称）
	23 年	4 月	香川学園高等学校認可（昭和 37 年 4 月 香川高等学校に改称）
	26 年	3 月	学校法人香川学園認可
	35 年	1 月	香川学園短期大学(家政科)設置認可
		4 月	香川学園短期大学開設（同年 10 月 宇部短期大学に改称）

宇部フロンティア大学短期大学部

37年	4月	宇部短期大学に栄養士養成課程設置認可
40年	4月	宇部短期大学工業計数科設置認可 宇部短期大学保育科設置認可
42年	4月	宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)設置認可 宇部短期大学家政科を家政専攻・食物栄養専攻に専攻分離認可
44年	4月	宇部短期大学保育科を幼児教育学科に名称変更 宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)を文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)に名称変更 宇部短期大学家政科(家政専攻・食物栄養専攻)を家政学科(家政学専攻・食物栄養学専攻)に名称変更 宇部短期大学工業計数科を工業計数学科に名称変更
50年	4月	宇部短期大学環境衛生学科設置認可
52年	4月	宇部短期大学に環境科学研究所付置
55年	4月	宇部短期大学工業計数学科を情報計数学科に名称変更
63年	4月	宇部短期大学幼児教育学科を保育学科に名称変更
	4月	宇部短期大学家政学科家政学専攻に介護福祉士養成課程を設置
平成	元年	4月 宇部短期大学家政学科家政学専攻を家政学専攻と生活福祉学専攻に分離
	10年	4月 宇部短期大学文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)を改組して言語文化学科を設置 宇部短期大学附属生涯学習センターを付置
	11年	4月 宇部短期大学附属環境科学研究所を廃止し、宇部短期大学附属人間生活科学研究所を付置 専攻科保育福祉学専攻に介護福祉士養成課程を設置
	12年	3月 専攻科国語国文学専攻・英語英文学専攻を廃止 4月 宇部短期大学家政学科(家政学専攻・生活福祉学専攻)を改組して健康福祉学科(健康福祉学専攻・生活福祉学専攻)を設置、家政学科食物栄養学専攻を食物栄養学科に名称変更
	14年	4月 宇部短期大学留学生別科を設置
	15年	3月 宇部短期大学言語文化学科及び環境衛生学科を廃止 4月 宇部フロンティア大学・宇部短期大学附属国際交流センターを付置
	16年	3月 宇部短期大学専攻科環境衛生学専攻を廃止 4月 宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更 宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を生活福祉学科に名称変更
	17年	3月 宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科健康福祉学専攻を廃止 宇部フロンティア大学短期大学部附属人間生活科学研究所を

宇部フロンティア大学短期大学部

廃止

18年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を廃止
19年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部専攻科保育福祉学専攻を廃止
20年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部生活福祉学科を廃止 宇部フロンティア大学短期大学部留学生別科を廃止
21年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部情報システム学科を廃止 宇部フロンティア大学短期大学部専攻科情報システム学専攻を廃止
22年	11月	宇部フロンティア大学短期大学部創立 50 周年記念式典挙行
30年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部専攻科食物栄養学専攻を廃止
31年	4月	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部のキャンパスを統合

2. 本学の現況

・短期大学名

宇部フロンティア大学短期大学部

・所在地

中山キャンパス 山口県宇部市文京台二丁目 1 番 1 号

文京キャンパス 山口県宇部市文京町 5 番 40 号

・学科構成

保育学科

食物栄養学科

・学生数、教員数、職員数 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)

学生数

学科	入学定員	収容定員	実員
保育学科	50	100	73
食物栄養学科	50	100	94
合計	100	200	167

宇部フロンティア大学短期大学部

教員数

学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保育学科	3	3	1	0	0	7
食物栄養学科	3	3	0	1	2	9
合計	6	6	1	1	2	16

職員数

	正職員	嘱託	パート（アルバイトも含む）	派遣	合計
人数	6	0	4	0	10

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1) 使命・目的

建学の精神に基づく本学の使命・目的については、学則の第 1 条に「宇部フロンティア大学短期大学部は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技術を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする」と明記している。

開学の祖である香川昌子の教育理念を受け継ぎ、単に実用的な知識や職業教育のみを追求するのではなく、精神的にも、社会的にも自立した心豊かな自由な人間の育成を土台としつつ、実社会において役に立つ専門分野の実践的能力を有する職業人として、社会の発展や成熟に寄与する人材を育成する教育を行っている。【資料 1-1-1】

2) 教育目的

建学の精神及び本学の使命・目的に基づく短期大学部及び各学科の教育目的については、学則第 1 条第 2 項及び第 3 項に明記している。【資料 1-1-1】

短期大学部	人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為な人材の育成を目的とする。
保育学科	保育と福祉、教育の視点から人々の健全な成長・発達に貢献できる人材の育成を目的とする。
食物栄養学科	栄養と食の視点から人々の健康の保持・増進に貢献できる人材の育成を目的とする。

3) 教育目標

各学科では、それぞれの教育目的を実現するために育成する具体的な能力の達成目標として教育目標を定め、2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK（以下「キャンパスライフガイドブック」という。）及び本学ウェブサイトに掲載して周知している。【資料 1-1-2～3】

保育学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人の成長と発達を総合的に理解する力を育成する。 2. 子どもの人権を尊重し、子どもをとりまく環境を適切に整えるために必要な力を育成する。 3. 保育者としての倫理観に基づき行動する態度を涵養する。 4. 保育・教育の専門性に鑑み、自らの課題を探究する態度を涵養する。
食物栄養学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養と食に関して幅広く理解する態度を涵養する。 2. 専門知識に基づいた実践力・応用力を育成する。 3. 人と協力し合い、質向上を目指し、学び続ける基礎を培う。 4. 論理的思考力を身につけ、課題を解決できる力を育成する。

以上のとおり、各学科の教育理念は、建学の精神と結びついており、具体的かつ明確に説明している。教育目的は、保育学科は「人々の健全な成長・発達に貢献」、食物栄養学科は「人々の健康の保持・増進に貢献」を掲げており、本学として人に対する貢献ができる人材育成ということで、一貫性があるものとなっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 教育理念と教育目的 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-3】本学ウェブサイト（大学紹介）

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神については、その由来と内容、意図するところについて学生にわかりやすく簡潔な言葉で説明した文章を作成し、入学生に配布するキャンパスライフガイドブックや本学ウェブサイトに掲載するとともに、初年次教育に該当する授業である「大学入門」において「建学の精神」に関する学長講話を行っている。【資料 1-1-2～4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-4】学長講話配布資料（基礎教養科目「大学入門」）

1-1-③ 個性・特色の明示

建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」を現代風にアレンジし、教養教育と実学教育を推進する方針として、「礼節」「自律」「共生」というキーコンセプトを教育のモットーと定めている。「礼節」とは、清らかな心で人に接すること、「自律」とは自分の主張を持つと同時に、人の考えに耳を傾け、人間関係の基本となるしなやかな心を持つこと、「共生」とは、人間同士、国と国、人間と自然が共に生きること、それには他者や異文化を受容できる柔軟で優しい心が求められること、を意味している。このモットーは、本学が育成し社会に輩出する人材について個性的な表現で示したものであり、本学の使命・目的や教育目的について学生が理解することを下支えしている。

また、人格の完成を目指し、専門分野の知識技能を修得するのは個々の学生であるが、その目指すところは社会全体の発展であり、社会に貢献する人材を育成することを本学は使命としてきた。このことを使命・目的や教育目的に明示している。【資料 1-1-1】

毎年作成している大学案内では、本学が目指す教育、カリキュラムや教育方法、取得できる資格、きめ細かなキャリア支援など本学の個性・特色についてわかりやすく掲載し、広報に努めている。【資料 1-1-5】

本学の特色である社会連携に関する活動状況については、トピックとして随時本学ウェブサイトで公開している。【資料 1-1-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-5】 2025 年版大学案内 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-1-6】 本学ウェブサイト（NEWS&TOPICS）

1-1-④ 変化への対応

使命・目的、教育目的の適切性については、教学マネジメント委員会が毎年度作成する「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて評価点検を行い、その結果を「3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめている。その中で明らかになった課題を重点取組課題として取り上げ、改善のためのアクションを組織的に実施することで適宜変化に対応した見直しを行っている。【資料 1-1-7～8】

直近の見直しでは、「2021 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」で「建学の精神等の整理」を取り上げ、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーの階層構造を整理した。整理した結果は大学評議会で承認した後、2023 年度版キャンパスライフガイドブックや本学ウェブサイトに反映させている。【資料 1-1-9～10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-7】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）

【資料 1-1-8】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書

【資料 1-1-9】 2021 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書

【資料 1-1-10】 建学の精神等の整理について（令和 4（2022）年 9 月大学評議会資料）

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

直近の見直しにより建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標、ディプロマ・ポリシーの階層構造が整理され、整合性が取れている状態にある。引き続き教学マネジメント委員会において作成するアセスメント・ポリシーに沿って 3 つのポリシーに関するアセスメントを継続的に実施することで PDCA サイクルを回し、社会情勢の変化への対応など必要な見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的は学則に記載する事項なので、学則変更を審議する過程で役員及び教職員の理解と支持を得る仕組みを整備している。学則変更は、大学評議会で審議し、理事会で決定する。変更の内容により必要に応じて教授会の意見を聴取する。大学評議会は、大学と短大の合同の会議体で、大学との兼務者を含むが、短大からは学長、教務部長、学生部長、入試広報部長、各学科長、学科長推薦の教授、附属図書館長、附属国際交流センター長、附属地域研究所長、事務部長が委員として出席し意見を述べる。理事会は、学校法人香川学園の理事で構成され、学長が理事として出席し、学則変更の趣旨を説明する。承認された学則は、教授会で報告する。【資料 1-2-1】

また、学校法人香川学園が毎年作成する事業報告書には、建学の精神及び使命・目的を記載するとともに、教育活動の実施状況や中期計画の進捗状況を記載している。事業報告書は、理事会の審議後、学校法人香川学園の評議員会に諮問される。【資料 1-2-2】

以上のように、役員及び教職員が本学の使命・目的及び教育目的の策定・見直し、その達成状況の評価に関与することで理解・支持を得る体制を整えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】 大学評議会規程

【資料 1-2-2】 令和5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書 【資料 F-7】 と同じ

1-2-② 学内外への周知

1) オリエンテーションでの周知

本学では、履修関係や学生生活関係の連絡事項を学生に周知し、円滑に大学生活を送ることができるよう、各学期の始めにオリエンテーションを実施している。各学科のオリエンテーションでは、履修関係の説明をする時間に、キャンパスライフガイドブックを基に建学の精神・教育理念・教育目的等を説明している。【資料 1-2-3～4】

2) 印刷物等による学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、以下に示すような様々な媒体を使って学内外へ周知している。

本学のA棟1階正面玄関廊下及びA棟5階大会議室には、建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」という大きな扁額を掲示し、学生、教職員はもとより、来客者も日常的に目にするようにしている。また、1階廊下の扁額の横には、開学の祖香川昌子の写真も掲示し、建学の精神の言葉をより引き立たせる工夫をしている。

卒業式・入学式の見聞の中にも「人間性の涵養と実学の重視」という言葉を掲載している。本学ウェブサイトの学長メッセージ中や大学案内にも建学の精神を掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-5～10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-3】令和 6（2024）年度前期オリエンテーションスケジュール

【資料 1-2-4】2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 建学の精神、使命と教育目的 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-5】A 棟 1F 写真

【資料 1-2-6】A 棟 5F 大会議室写真

【資料 1-2-7】卒業式要覧

【資料 1-2-8】入学式要覧

【資料 1-2-9】本学ウェブサイト 学長メッセージ

【資料 1-2-10】2025 大学案内 【資料 F-2】と同じ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、令和 2（2020）年 4 月から令和 7（2025）年 3 月までを計画期間とする 5 カ年の中期計画を実施している。中期計画は、本学の教育研究活動を組織的に継続させていくためにも、様々な活動を計画的に行う必要があるとの認識のもと、5 年を区切りとして計画・実施している。平成 31（2019）年 4 月から大学・短大のキャンパスを統合したことを受け、大学・短大合同の中期計画となっている。

この中期計画は、本学の使命・目的を達成するために以下に示す 5 つの柱を立てて具体的な計画を策定することにより、本学の使命・目的を反映した中期計画になっている。【資料 1-2-11】

中期計画の 5 つの柱

- (1) 「あなたらしさを仕事力に」するための教育改革
- (2) 知の拠点として地域社会の発展に寄与する地域貢献
- (3) 安定した志願者を確保するための入試広報改革
- (4) 学生の満足度を向上させるための事務組織、各種委員会制度の改革
- (5) 健全で持続可能な法人運営のための財務改革

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-11】中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

1-2-④ 3 つのポリシーへの反映

本学では、全学の 3 つのポリシーを定め、それに沿うように各学科のポリシーを定めて、短大として一貫性のあるポリシーとしている。3 つのポリシーは、ディプロマ・ポリシーを起点とし、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーに結び付けている。【資料 1-2-12】

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的を実現するために育成する具体的な能力の達成目標として定めた教育目標に基づいて策定している。ディプロマ・ポリシーは、「学生が卒業時に身に付けている具体的な能力」として、以下に示す4つの能力について表現している。

- | |
|---------------------|
| (1) 知識・理解 |
| (2) 汎用的技能 |
| (3) 態度・志向性 |
| (4) 統合的な学習経験と創造的思考力 |

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで示した能力を学生が身に付ける行程（教育課程）として策定している。

アドミッション・ポリシーは、各学科が実施する教育を受ける前提として高等学校で身に付けておくことが望ましい能力を「学力の3要素」に沿って策定している。

教学マネジメント委員会は、毎年度「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を作成し、ディプロマ・ポリシーが本学の使命・目的と適合しているか、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性がとれているか、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの整合性がとれているかなどについて確認している。【資料 1-2-13～14】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-12】2024年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-2-13】3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024年度版）【資料 1-1-7】と同じ

【資料 1-2-14】2023年度3つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】と同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の建学の精神は「人間性の涵養と実学の重視」であり、使命・目的は学則第1条に記載している通りである。これらを実現するには、手に職をつける専門的な職業教育が必要であり、地域的にも要請の高い保育学科及び食物栄養学科を設置して教育研究に取り組んでいるところである。保育学科は、保育士・幼稚園教諭を、食物栄養学科は栄養士をそれぞれ養成しており、両学科とも資格を取得し、資格を生かした就職を目指すという点で共通している。各学科とも教育目的に沿った固有のカリキュラムを編成し、適切に授業科目を配置している。

また、使命・目的の実現のためには、同一キャンパスに併設している大学との協働が不可欠である。大学もまた、建学の精神を同一にし、同じキャンパスで教育研究を行っている。本学では、教授会の上位の組織として重要事項の審議を行う、大学と合同の大学評議会を設置する等、ほとんどの委員会をはじめとする会議体を、大学・短大合同で運営しており、一体となってそれぞれの使命・目的の達成に向けて教育研究している。【資料 1-2-

15】

以上のことから、本学は使命・目的及び教育目的に適合した学科構成で成り立っており、その運営も使命・目的に則したものとなっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-15】宇部フロンティア大学運営組織規程

（3）1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的、教育目的等は、本学ウェブサイトを含む多様なメディアや各種の機会を捉えて周知に努めている。今後も同様に、周囲の理解を図るべく周知を続けていく。

令和 2（2020）年度から始まった現行の中期計画は、使命・目的達成のための計画であることを明示している。併設の大学と合同の計画であるため、両方の使命・目的の達成に寄与する計画であることが求められる。毎年作成する年度計画においては、本学の使命・目的を十分に意識して策定する。

【基準 1 の自己評価】

建学の精神や本学の使命・目的及び学科の教育目的等は学則に明確かつ簡潔に明示されており、本学ウェブサイトや大学案内、学生に配布するキャンパスライフガイドブック、さらに各種の配布物を通して学内外に発信され、教職員や学生はもとより、受験生を含むステークホルダーにも周知されている。個性・特色である専門的な職業教育や社会貢献は、使命・目的に具体的に反映させてある。

3 つのポリシーに関するアセスメントを毎年実施することにより、ディプロマ・ポリシーと教育理念・目的が適合しているか確認しており、社会情勢の変化により養成する人材像が変化した場合でも、対応できる体制を整えている。

本学の使命・目的は、役員及び教職員が学則変更の審議を通じて、策定・決定に関与する仕組みとなっており、理解・支持を得ている。学校法人香川学園事業報告書の審議を通じて、理事が建学の精神や使命・目的を承認することになっている。

使命・目的の学内外の周知も、学内に建学の精神を示した扁額を掲げ、来学者の目に留まるように工夫している。キャンパスライフガイドブックには、建学の精神や教育理念・教育目的を掲載し、教職員及び学生全員に配布する等十分に周知している。

中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）は、使命・目的の達成のため策定することを明記し、それを意識して毎年度の計画を立案・実施している。3 つのポリシーについては、毎年のアセスメントを通じ使命・目的に適合しているか確認しており、使命・目的が反映されたポリシーとなっている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断した。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、本学ウェブサイト、キャンパスライフガイドブック、募集要項、広報フロンティア、大学案内等に明示し、周知している。媒体や掲載スペースによっては、要約したものを掲載している。【資料 2-1-1～5】

以下に、本学ウェブサイト、2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK（以下「キャンパスライフガイドブック」という。）に記載しているアドミッション・ポリシーを示す。

「短大全体」

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の基本的な内容を理解している人。

日常生活上の問題に興味・関心を持ち、自分で調べて解決しようとする人。

人に対して優しい気持ちを持ち、その人のために行動できる人。

他者と関わりながら、会話を通じて相手を理解し、自分を表現しようとする人。

2. 入試選抜

本学で求める学生像を、学校推薦型選抜入試では口頭試問または小論文と面接、書類審査、総合型選抜入試ではプレゼンテーションと面接、書類審査、社会人入試においては面接と書類審査、一般選抜入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

「保育学科」

保育学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の内容を広く理解している人。

日常のさまざまな出来事に興味・関心を持ち、研究心旺盛な人。

子どもの保育や幼児教育について興味・関心を深く持ち、将来保育士や幼稚園教諭など子どもと関わる分野で活躍したいという熱意のある人。

他者と積極的にコミュニケーションをとり、協調してものごとに取り組む態度が見られる人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、学校推薦型選抜入試では口頭試問または小論文と面接、書類審査、総合型選抜入試ではプレゼンテーションと面接、書類審査、社会人入試においては面接と書類審査、一般選抜入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

「食物栄養学科」

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

専門教育科目を学ぶ基礎学力を身につけている人。

食や健康に興味があり、栄養士免許取得を目指している人。

自分の食生活を大切にし、将来に向けた健康づくりが実践できる人。

栄養士として、地域の人々の健康に貢献したいと思っている人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、学校推薦型選抜入試では口頭試問または小論文と面接、書類審査、総合型選抜入試ではプレゼンテーションと面接、書類審査、社会人入試においては面接と書類審査、一般選抜入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

以上のアドミッション・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会が毎年行っている3つのポリシーに関する点検・評価で検証している。【資料 2-1-6～7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】 本学ウェブサイト 3つのポリシー

【資料 2-1-2】 2024年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー 【資料 F-5】 と同

じ

【資料 2-1-3】 2025 年度入学者募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-4】 広報フロンティア（2023 年版）

【資料 2-1-5】 2025 大学案内 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-6】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-7】 と同じ

【資料 2-1-7】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】 と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学者の受け入れ組織

入学者の選考を統括する組織として入試・広報委員会を組織している。入試・広報委員会は大学との合同委員会で、大学副学長、大学各学部長、研究科長、短大各学科長、入試広報部長及び入試広報課長で構成されている。この委員会で可否を判定し、教授会の議を経て学長の承認を受ける。【資料 2-1-8】

2) 入学者受け入れの方法

本学のアドミッション・ポリシー及び各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、受験者の多様な能力・意欲等を多角的・総合的に評価することを目的に、多様な入学選考を実施している。【資料 2-1-9】

令和 5（2023）年度の入学試験は、以下のとおりである。

- ・学校推薦型選抜入学試験（指定校）Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期
- ・学校推薦型選抜入学試験（公募制）Ⅰ期、Ⅱ期
- ・一般選抜入学試験 A 日程、B 日程
- ・総合型選抜入学試験 1 期、2 期
- ・社会人入学試験 1 期、2 期
- ・帰国子女入学試験
- ・外国人入学試験

学校推薦型選抜入学試験（指定校）は、本学が指定する高等学校等の学校長により推薦された者を対象に行うもので、口頭試問、面接、出願書類により審査する。

学校推薦型選抜入学試験（公募制）は、出願者自身が学校長の推薦を得た者を対象に行うもので、小論文、面接、出願書類により審査する。

一般選抜入学試験は、学力試験（国語）、面接、出願書類により審査を行う。

総合型選抜入学試験は、複数回の面接を行い、プレゼンテーション、面接、出願書類により総合的に審査を行う。

入学者募集要項には、各入試区分の審査方法と審査で重視する点（「学科が求める知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度・協働性」）の関係を示す表を掲載し、各入試区分で重視する点を志願者にわかりやすく伝えるように工夫している。

その他、社会人入学試験、帰国子女入学試験、外国人入学試験を実施している。また、

厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の教育訓練施設として指定されている。さらに、山口県と委託訓練契約を締結し、山口県立西部高等産業技術学校養成科の訓練生を受け入れ保育士及び栄養士を養成している。このように多様な背景を持つ入学者を受け入れている。【資料 2-1-10】

3) 入試問題の作成

一般選抜入学試験の試験問題は学外に委託している。委託については、入試・広報委員会委員長の命を受け、入試広報課が委託先を決めている。各教科の採点委員は、事前に試験問題の問題数・内容・難易度などをチェックし、数回の確認作業を経て作成している。また小論文については、各学科の教員が独自に問題を作成し、最終的には入試・広報委員会で精査・確定している。

学校推薦型選抜入学試験の口頭試問、総合型選抜入学試験のプレゼンテーション課題については各学科で原案を作成し、入試・広報委員会の審議を経て決定する。口頭試問、プレゼンテーション課題のいずれも各学科の特性に沿った出題をし、面接や書類審査と合わせて学力の3要素を多面的・総合的に評価している。

4) 検証の方法

教学マネジメント委員会において3つのポリシーのアセスメント・ポリシーを策定し、アセスメントを行っている。アセスメント結果は、大学評議会・教授会に報告することとしている。

令和5(2023)年度の、アドミッション・ポリシーに関わるアセスメントについては、アドミッション・ポリシーに則した入試選抜の適切性を、「選抜方法」及び「採点基準」で行っている。「選抜方法」では、多様な背景を持つ学生を受け入れる入試区分を設けているか等を、「採点基準」では、採点基準(ループリックなど)を作成しているか等を点検項目とし、入試選抜の適切性を検証している。アセスメントの結果として、不十分とされた点検項目があれば、改善のためのアクションを明示することとしている。アクションのうち、優先度が高いものを重点取組課題として抽出し、報告書の最初のページに記載している。

このように、入試の適切性を様々な角度から検証している。【資料 2-1-11~12】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-1-8】入試・広報委員会規程

【資料 2-1-9】2025年度入学者募集要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-10】本学ウェブサイト 職業訓練受講生募集のご案内

【資料 2-1-11】3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー(2024年度版) 【資料 1-1-7】と同じ

【資料 2-1-12】2023年度3つのポリシーに関するアセスメント報告書【資料 1-1-8】と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去5年間の入学者数と定員充足率を表に示す。【資料 2-1-13】

宇部フロンティア大学短期大学部

表 2-1-1 過去 5 年間の入学者数及び収容定員充足率

年度	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	収容定員充足率
令和 2 年度	保育学科	80	42	160	91	57%
	食物栄養学科	50	29	100	74	74%
	計	130	71	260	165	63%
令和 3 年度	保育学科	50	37	130	79	61%
	食物栄養学科	50	31	100	58	58%
	計	100	68	230	137	60%
令和 4 年度	保育学科	50	36	100	75	75%
	食物栄養学科	50	52	100	83	83%
	計	100	88	200	158	79%
令和 5 年度	保育学科	50	30	100	66	66%
	食物栄養学科	50	47	100	97	97%
	計	100	77	200	163	82%
令和 6 年度	保育学科	50	43	100	73	73%
	食物栄養学科	50	46	100	94	94%
	計	100	89	200	167	84%

入学者数については、令和 2（2020）年度の 71 人に比べ、令和 6（2024）年度は 89 人と増加している。

入学定員については、令和 2（2020）年度までは保育学科 80 人、食物栄養学科 50 人の計 130 人としていたが、保育学科の入学者数が減少傾向となったため、令和 3（2021）年度からは、入学定員を 30 人減の 50 人としている。【資料 2-1-13】

令和 6（2024）年度の収容定員充足率は、入学者数の増加により食物栄養学科は 94%、保育学科は 73%となり、短期大学部全体の収容定員充足率は 84%である。【資料 2-1-14】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-13】 エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2

【資料 2-1-14】 学則変更の趣旨等を記載した書類

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、入学者を確保し、収容定員を維持することは最重要課題の一つである。令和 5（2023）年度の 2 月および 3 月に広報戦略会議が開催され、課題解決に向けた改定の方角性、今後の検討事項が示された。令和 6（2024）年 4 月以降は大学評議会の指揮の下で検討を進め、その方策に基づいて入試・広報委員会、広報部門、入試広報課において対策を立案・実施する予定である。【資料 2-1-15】

アドミッション・ポリシーに基づく入試の実施状況については、「2022 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書」において、以下のように検証した。今後、この検証結

果に基づいて重点取組課題を抽出し、改善の取り組みを進めていく。【資料 2-1-16】

チェックリスト	達成状況
多様な背景をもつ学生を受け入れる入試区分を設けている。	・専門実践教育訓練給付制度の教育訓練施設として指定され、社会人学生を受け入れている。
各入試区分の選抜方法は「学力の3要素」を多面的に評価する選考方法を採用している。	・選抜方法として学力試験、口頭試問、小論文、プレゼンテーション、面接、調査書などを採用し、入試区分ごとにこれらの方法を組み合わせて「学力の3要素」を総合的に評価している。 ・2021年度入学者募集要項より、各入試区分における選抜方法の組み合わせと「学力の3要素」の関係を一覧表にして掲載している。
採点基準（ルーブリックなど）を作成している。	・2021年度入試より、全学科で採点基準をあらかじめ作成している。
採点基準は、各選考方法に対応する学力の到達度（学習成果）を評価するものになっている。	・プレゼンテーションの採点基準は、高校生活で学んだことは何か、高校生活で学んだことを入学後どのように活かすかについて発表し、その内容、発表方法、表現力を評価するものとなっている。
採点者による極端なバラツキや偏りがない。	・採点データの収集・分析はできていない。
全ての入試区分で、入学予定者に対して入学前教育を実施している。	・全学科、すべての入試区分で入学前教育を実施している。 ・教養教育委員会において、各学科の入学前教育の実施内容、課題の提出・指導状況、工夫、問題点、成果、今後の改善案などを集約している。
全ての入試区分で、入学前教育の課題の提出を義務付けている。	・全員に課題の提出を義務付け、全員の提出を確認している。
入試区分別に、留年・退学の動向を把握している。	・2017～2020年度入学生の卒業時の動向 保育学科 退学率 5.4%、留年率 2.7% 退学者・留年者共に推薦 I と A0 入試が多い。 食物栄養学科 退学率 4.1%、留年率 0.9% 退学者は推薦 I で多く、留年者は推薦 I と A0 社会人が多い。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-15】令和 7 年度入試志願者を確保するための方策の検討について（令和 6（2024）年 2 月広報戦略会議議案書および 3 月広報戦略会議議事録資料）

【資料 2-1-16】2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】

と同じ

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 中期計画の策定と実施

学修支援を含む本学の使命を達成するための計画として中期計画を策定している。現計画は2020年度～2024年度までの5か年計画となっており、学生の成長をサポートすることに重点を置いた教育(学生ファースト)を実施することにより、地域社会の発展に貢献できる人材となるために必要な知識・技術・態度を涵養することを教育目標においている。また本計画は学修支援を筆頭に「5つの柱」を定めているのが特徴で、これらを軸に年度目標を定め、教職協働による取り組みを進めている。

2) 委員会組織

学修支援に係る会議体として、教学マネジメント委員会、教務委員会、教養教育委員会、ダイバーシティ推進委員会及び教職課程会議を設置している。各委員会・会議は、メンバーとして事務職員も参画しており、教職協働での学修支援体制となっている。【資料2-2-1～7】

教学マネジメント委員会は、教学マネジメント委員会規程に以下の事項を審議することが規定されている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに係る事項(2) アセスメント・ポリシーに係る事項(3) 教育課程の編成に係る事項(4) 成績評価に係る事項(5) 学修成果の把握・可視化に係る事項(6) FD、SDに係る事項(7) IRに係る事項(8) 情報公開に係る事項(9) その他教学マネジメントに関する事項 |
|---|

教学マネジメント委員会は、この中で、主に3つのポリシーに係るアセスメントを主たる業務としている。3つのポリシーのアセスメントの結果をアセスメント報告書にまとめ、改善を要する事項を重点取組課題として挙げている。アセスメントを通じた改善の実施により、学修支援を行っている。また、IR室も教員と事務職員で構成され、教職協働でアセスメントの基礎となるデータの収集活動を行っている。

教務委員会は、教務委員会規程に以下の事項を審議することが規定されている。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 学年暦・授業計画及び時間割に関する事項(2) 学生の履修・修学指導に関する事項(3) 学生の履修・修学環境に関する事項(4) 学生の休学、復学、転学(科)、留学、退学及び除籍に関する事項(5) その他教務に関する諸事項 |
|---|

教務委員会は、学年暦や時間割等、全学的な事項だけでなく、退学等の各学科の事項を審議し、それを大学評議会や教授会に諮っている。

教養教育委員会は、全学の教養教育の円滑な運営・実施を審議する委員会である。また、教職課程会議は、全学の教職課程の運営等に関する事項を審議している。

以上の委員会組織で、教職協働の学修支援を行っている。

3) 事務組織

学修支援を行う事務組織として、事務部に教務課と学生課を配置している。

教務課は、教務部長の指揮を受けながら業務を遂行する。教務部長は、教授から学長指名された教員で、教務に関する校務を統括することを使命としており、教務委員会を始め教務関連の委員会を掌握している。教務部長と教務課は、委員会運営や学修支援上の課題等を協議しながら、教務業務を遂行している。【資料 2-2-8】

学生課は、学生部長の指揮を受けながら業務を遂行する。学生部長は、学長が指名した教員で、学生生活に関する校務を統括することを使命としており、学生生活委員会を始め学生生活関連の委員会を掌握している。学生部長と学生課は、委員会運営や学生生活上の課題を協議しながら、学生生活支援業務を実行している。学生課は、学修支援として、学生へのオフィスアワーの周知や障害のある学生への支援等を担当している。

以上のように、事務組織上も教職協働の学修支援を行っている。【資料 2-2-9】

4) 学生支援方針

本学では、学生支援を充実させるための指針として、学修支援、生活支援、就職支援、留学生支援、障害者支援の5分野からなる「学生支援方針」を策定し、これに基づいて各種支援を行っている。【資料 2-2-10】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-2-1】 宇部フロンティア大学運営組織規程 【資料 1-2-15】 と同じ
- 【資料 2-2-2】 令和6（2024）年度委員会構成一覧
- 【資料 2-2-3】 教学マネジメント委員会規程
- 【資料 2-2-4】 宇部フロンティア大学教務委員会規程
- 【資料 2-2-5】 宇部フロンティア大学教養教育委員会規程
- 【資料 2-2-6】 宇部フロンティア大学教職課程会議規程
- 【資料 2-2-7】 ダイバーシティ推進委員会設置規程
- 【資料 2-2-8】 教学組織の見直しについて（令和2（2020）年2月大学評議会資料）

【資料 2-2-9】 宇部フロンティア大学学生生活委員会規程

【資料 2-2-10】 学生支援方針 （令和 4（2022）年 3 月大学評議会資料）

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障害のある学生への配慮

障害がある学生の配慮については、令和 2（2020）年 3 月に障害学生支援規程を、令和 4（2022）年 4 月にダイバーシティ推進委員会設置規程を策定し、支援体制の整備を進めている。

個別の支援に関しては、要支援学生及び保護者からの要請に基づき、ダイバーシティ推進委員会の議を経て学生ごとにワーキンググループを立ち上げ、合理的配慮の実施案を策定する。合理的配慮の実施要項は関係者間で共有され、対応されることとなる。【資料 2-2-11】

なお、入学者募集要項に「身体等に障害のある入学志願者との事前相談」の項目を設け、受験前からの配慮にも心がけている。

2) オフィスアワー

全ての専任教員は、特定の曜日・時間帯に学生が気軽に質問したり相談したりできるよう、オフィスアワーを実施している。オフィスアワーは、各学期の始めに学生課が教員に実施予定を調査し、集計したものを学生に周知している。周知は、コロナ禍を契機に定着した Google Classroom 上で行い、学生がいつでも情報に触れ、活用できる利便性を確保している。【資料 2-2-12】

3) 資格に係る能力向上策

食物栄養学科では、栄養士実力認定試験のための対策講座を 2 年次後期から実施している。栄養士としての能力を高めることを目的とし、認定試験の結果評価（A, B, C）が全員 B 評価以上となることを目標に指導している。成績の良くない学生については、個別の指導を行っており、学科全体の能力向上に取り組んでいる。【資料 2-2-13】

4) 中途退学、休学及び留年への対応策

退学・休学の相談があった場合、教員が学業継続を示唆しつつ、きめ細かく面談を行うことで対応している。

また、教学マネジメント委員会は、3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーのアセスメントにおいて、入試区分別の退学率、休学率及び留年率を基にアセスメントを行っている。今後、PDCA サイクルの中で退学率、休学率及び留年率の減少に向けて対応策を検討する。【資料 2-2-14～15】

5) 学習支援プログラムの実施

学習面につまずきが見られ成績が低迷している学生は、修学意欲の維持や当初希望していた進路の達成が困難になるばかりか、退学・休学・留年といった事態に陥ることも少なくない。そこで短期大学部において令和元（2019）年度より実施しているのが学習支援プ

プログラムである。各学科の GPA 下位 4 分の 1 を対象に、生活習慣の見直し、文章力の向上をねらいとしたプログラムを受講させている。受講後は個別面談により自己内省を促し、学習に向かう意欲と態度の涵養を図っている。【資料 2-2-16～17】

6) チューター

本学の教員は、履修科目の選択、学習面などのアドバイスを適宜行い、学生生活の不安を解決できるよう、チューター（保育学科では総合演習担当教員、食物栄養学科では 1 年次は全教員、2 年次はゼミ担当の教員がチューターの役割を果たしている。）による支援を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-11】 障害学生支援規程

【資料 2-2-12】 2024 年度オフィスアワー実施時間

【資料 2-2-13】 栄養士実力試験受験対策日程

【資料 2-2-14】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）【資料 1-1-7】と同じ

【資料 2-2-15】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書【資料 1-1-8】と同じ

【資料 2-2-16】 GPA を活用した学生指導について（令和 3 年 2 月教務委員会資料）

【資料 2-2-17】 GPA を活用した成績不振学生への指導実施報告書

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援の体制は教務委員会をはじめ教職協働で行っており、今後もこの体制を維持していく。退学・休学の原因分析や対策について、教学マネジメント委員会で行う 3 つのポリシーのアセスメントを通じて今後検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) キャリア支援センター及び就職課による支援

本学では、学生支援方針に基づいて、キャリア支援を行っている。A 棟 1F にキャリア支援センターを開設しており、同センターにおいて学生の進路支援を行っている。キャリア支援センターには、学生が就職先を探すための求人票や進学情報が棚に配架されており、学生が自由に閲覧できるようにしている。また、就職先の検索やエントリーのためパソコンを整備し、学生の円滑な就職活動を支援している。さらに、自宅のインターネット環境が整わず、オンラインによる適正検査や面接試験の受験が困難な学生に対しては、別室を確保し受験環境を整えている。【資料 2-3-1】

キャリア支援センターには就職課を配置し、国家資格であるキャリアコンサルタントの有資格者2人の就職課職員が、山口しごとセンターやハローワーク、山口県障害者職業センターとの連携を密にしながら、本学学生への就職情報の提供や就職相談等、学生のキャリアプランの形成とその実現に向け活動を展開している。キャリア支援センターには、企業等の求人票や全国各大学や短期大学専攻科、専門学校等から届いた編入学案内書や入学案内書類を配架し、学生が自由に見ることができるようにしている。

令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症対策のため開設したGoogle Classroom上のキャリア支援センターは、学科別の求人票の提示、各種就職説明会等、適宜必要な情報の提供及び参考資料を掲示し、充実かつ効率的な指導を行った。また、オンライン面接試験に対応するため、オンライン上での面接練習・相談も実施し、学生は、自身の状況に合わせて対面・電話・Eメール・オンラインの相談形態を選択できる体制を整えた。選択肢が広がり、遠方から通学する学生や、実習中に登校しにくい学生の負担の軽減と効率化に繋がった。対面かオンラインの相談形式を選択することが学生にも定着し、さらにオンライン相談の実施は、採用試験のオンライン面接試験対策にもなっており、ウェブ会議システムのスキルの向上・定着にも一定の効果が出ている。

全学の就職委員会のメンバーは、学生部長・各学科教員1人・就職課長であり、学生の就職・進路状況を細かく報告し、進路及び就職に係る指導相談に迅速に対応できるようにしている。

2) 教育課程内の支援

職業意識の形成と実際の就職活動における具体的な活動方法を実践的に学ぶことを目的に、1年次後期の教養教育科目「キャリアデザイン」を開講している。授業は、科目担当教員の確認のもと、キャリア支援センターの職員が専門性を生かして行っている。自身のキャリアについて、自己分析を踏まえ、働くことを考えていく15回の授業を行い、社会人基礎力の育成に力を入れている。1年生は、進路・就職の実感が無く、進路・就職に向けた意識も希薄であることから、授業内容がどの程度理解できているか、毎回授業アンケートを実施し、理解度を確認している。【資料 2-3-2】

3) 就職ガイダンスによる支援

円滑な就職活動を支援するため、キャリア支援センターの職員が就職ガイダンスを実施している。

1年生後期の進級前に、就職活動のスケジュール、就職先の選び方、求人票の見方、学内の諸届、就職試験対策等について学科別にガイダンスを行い、これから就職活動に向かっていく1年生の心構えや意識づけを強化している。

また、2年生には、進路調査カードを基に個人面談や面接の受け方、実際の就職活動の仕方等のガイダンスを開催し、就職活動に向けた動機付けを行っている。また、就職活動のあり方や履歴書の書き方等の再指導を行っている。【資料 2-3-3】

4) 各学科の担当教員による支援

個々の学生の要望に応じて、担当教職員が各種書類作成指導、面接指導、試験対策指導、

相談等に応じている。志望動機や自己PRの書き方、専門科目の試験対策、面接練習を行っている。保育学科では主に公立保育所・幼稚園および認定こども園での勤務を希望する公務員試験受験希望者に対し、食物栄養学科では4年制大学管理栄養士養成課程への編入学希望者に対して、それぞれ個別に試験対策を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-3-1】学生支援方針（令和4年3月大学評議会資料）【資料 2-2-10】と同じ

【資料 2-3-2】「キャリアデザイン」シラバス【資料 F-12】と同じ

【資料 2-3-3】2024年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 進路 49～51頁【資料 F-5】と同じ

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

令和5（2023）年度卒業者の就職率は、両学科とも100%であった。今後も、教育課程内外の就職支援を継続していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 学生生活支援体制

学生生活全般にわたる支援は、学生支援方針に基づいて、学生課と全学の学生生活委員会の共同で実施している。学生課は、「学校法人香川学園事務組織規程」において、学生の生活指導及び健康管理に関すること等を分掌することが規定されており、学生生活上の業務にあたっている。

学生生活委員会は、メンバーとして、学生部長、各学科から教員1人、学生課長が参画しており、学生の生活指導及び健康管理に関すること等を審議している。

学生部長は、教授の中から学長指名された者で、学生生活に関する校務を統括し、学生課及び学生生活委員会を指揮している。【資料2-4-1～4】

2) 学生相談室

本学では、「宇部フロンティア大学学生相談室規程」を定め、学生相談室を設置している。第2条にその目的として、「学生の心身の健康の保持・増進に関する相談に応じ、その解決のため適切な指導を行う」ことを規定し、相談にあたっている。相談室の職員は、室長、相談員及びアドバイザーで構成し、室長は学生部長が兼ね、相談員として非常勤職員の公認心理師を1人配置している。相談員は月曜日と木曜日の週2日8時30分～17時15分に、1セッション60分として学生相談を行っている。アドバイザーは室長の求めに応じて学生の心身の健康の問題解決のため教職員に助言することを業務としており、相談員不在時や緊急の学生対応等において迅速かつ適切な支援につながっている。【資料 2-4-5】

学生相談室については、入学時に配布するキャンパスライフガイドブックに記載し、希望者は電話または学生課への申し込みで予約する。また、構内の学生が目にしやすい複数の場所に名刺サイズの相談室の案内カードを配置し周知に努めている。【資料 2-4-6】

年度末には、その年度内の相談室の利用実績を関係者間で確認し、個人情報保護を遵守の上、学生対応における課題や対応の方向性の確認を行う会合を持っている。令和 5(2023)年度の学生相談は、大学生・短期大学部生の合計で 522 セッションであり、学生本人とは別に、保護者や教員からの学生に関する相談も 8 件受けていた。【資料 2-4-7~8】

令和 5 (2023) 年度の利用者数は、表 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-1 学生相談室利用状況 (単位：セッション)

相談内容	件数
就学進路及び学習相談	28
学生生活相談	38
心理教育相談	293
精神保健相談	19
その他	144
小 計	522

3) 保健室

保健室は、「学校法人香川学園事務組織規程」第 16 条第 1 項第 1 号に基づき、学生課の管轄として設置している。開室時間は月～金曜日の 8 時 30 分～17 時 15 分である。専任事務職員として保健師を 1 人配置し、定期健康診断の実施と事後指導・救急処置・健康相談・精神保健相談・その他の健康の維持増進について必要な専門的業務及び健康診断書作成のための手続きを主な業務としている。また、保健室では学生個人の麻疹・風疹・耳下腺炎等の抗体価を管理し、必要に応じた予防接種の指導を行っている。

保健室はこれらの活動を通して学生個人の健康状態を把握し、チューターとも連携しながら、学生の健康増進・維持に努めている。【資料 2-4-9】

予防接種関連や健診後の指導など従来の業務以外に、近年増加している精神保健に関する相談にも対応している。特に相談員の不在時には保健室職員が対応することも多く、その内訳は大学生・短期大学部生の合計で表 2-4-2 に示すとおりである。

表 2-4-2 令和 5 (2023) 年度 精神保健に関する相談の来室状況(単位：人)

主訴・事案	件数
1. 修学進路に関する問題	35
2. 対人関係に関する問題	27
3. 心理面・身体面の健康上の問題	52
4. 生活上の問題	12
5. その他	9
延べ数 合計	135

4) 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学金として、「フロンティア奨学金」、「社会人奨学金」、「推薦奨学生」、「アドバンス奨学金」及び「島しょ部奨学金」を整備している。【資料2-4-10～11】

推薦奨学生及び島しょ部奨学金は、学校推薦型選抜（特別指定校Ⅰ期）に出願した学生で、本学が認める基準に合う者に対し、入学後に支給することとしている。フロンティア奨学金、社会人奨学金及びアドバンス奨学金は、本学の基準に合う者に対し、授業料を減免する減免奨学金となっている。

これらの奨学金の受給者数は、表 2-4-3 に示すとおりである。

表2-4-3 本学独自の奨学金受給者の状況（単位：人）

名 称	令和 5 (2023) 年度
フロンティア奨学金	4
社会人奨学金	0
推薦奨学生	13
アドバンス奨学金	0
島しょ部奨学金	0
合 計	17

5) 学生会組織とサークル活動及び大学祭への支援

学生会は学内の活動団体として、自主性を養うための教育の一環として位置づけている。学生会には本部役員その他、クラブ委員会、アルバム委員会、魁藤香祭実行委員会を置き、大学生活におけるさまざまな活動を自主的に行っている。【資料 2-4-12～14】

学生会本部では、新入生歓迎行事、学生間の親睦を図るスポーツマッチの運営等を行ってきたが、コロナ禍以降低迷しているこれらの活動の再開や継承を学生課で支援していく。

クラブ・同好会については、「学生団体および課外活動規程」を定め、学生団体のあり方や登録手続きを明確にしている。令和 5 (2023) 年度末現在、大学と併せて運動部 7 団体・文化部 10 団体が、感染対策をとりながらも活発に活動している。学生会からクラブ・サークル費の助成を受け、活動を展開し、スチューデントハウスをクラブの打ち合わせや用具等の保管に使用している。

大学祭（魁藤香祭）は学生会がかかわる最も重要なイベントであるとともに、学生の協同性、責任性、リーダーシップ等を育成する恰好の行事でもある。学生会の呼びかけにより大学祭（魁藤香祭）実行委員会を立上げ（通常 5 月）、10 月末から 11 月初めの開催に向け企画・立案に取り掛かる。本学は住宅地に隣接し、屋外で音響を使用した行事を行うには周囲の理解が必要な立地条件であることから、地域住民参加型イベントを考案し、大学周辺の世帯（約 1,000 軒）にパンフレットやイベントチケット等の配布を行なうことによって、地域の方が参加できる行事として定着してきた。

令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、令和 3 (2021) 年度はオンライン開催、令和 4 (2022) 年度は学内者(学生・教職員)限定の対面形式での開催と実施形態を徐々に拡大、令和 5 (2023) 年度は一切の限定をなくし、従前どおり学内

外問わず自由に参加できる形に戻すことができた。このように段階的に実施形態を拡大・緩和する中で、学生らには社会の一員として責任ある行動をとることの重要性が認識されていった。また、制約のある中で趣向をこらし、学生の経験を産みだす取り組みとなった。サークル活動が激減する中、活動実績の貴重な披露の場でもあるため、学生課職員も支援し学生と職員が一体化したイベントを実施することができた。

6) 学寮

本学では、女子寮として「学校法人香川学園 宇部フロンティア大学洗心寮」を設置している。2階建てで、寮生室 24 部屋（収容定員 48 人）を 1 部屋 2 人で利用している。1・2階にキッチン、洗濯室を設けており、学生は自由に利用できる。また、学寮には、管理人を配置し、平日は夕方 5 時から翌朝 9 時まで、休日は 24 時間の勤務体制としており、学生対応や連絡、施設管理にあたっている。学寮は、大学敷地に設置しており、通学に便利な環境を提供している。

令和 2（2020）年度は 6 月から新型コロナウイルス感染症対策により閉鎖していたが、令和 3（2021）年 4 月からは 1 部屋 1 人での利用を再開し、保健室・学生課は、居室の様子の見回りや相談等の対策を行っている。令和 5（2023）年 4 月からは 1 部屋 2 人の利用に戻したが、学生が望む居住環境との乖離から入居者は減少している。【資料 2-4-15～16】

7) 保護者会の開催

毎年 4 月下旬に保護者会を開催している。学科ごとに教育の概要、就職状況などを保護者に伝える「全体会」及び、学生個人について保護者との情報共有を行う「個人面談（電話相談含む）」で構成している。個人面談にはチューターが対応し、修学に関する相談だけでなく、必要に応じて保健室や就職課からの情報提供も加え、安心できる修学環境の提供に努めている。食物栄養学科では、8 月下旬、9 月中旬に学科での保護者会を開催している。当日は全体会、個別面談を実施し、保護者とともに学生を支援していくために、大学生活の現状を報告し、情報共有をはかっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】学校法人香川学園事務組織規程

【資料 2-4-2】宇部フロンティア大学学生生活委員会規程 【資料 2-2-9】と同じ

【資料 2-4-3】宇部フロンティア大学運営組織規程 【資料 1-2-15】と同じ

【資料 2-4-4】教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料） 【資料 2-2-8】と同じ

【資料 2-4-5】宇部フロンティア大学学生相談室規程

【資料 2-4-6】2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 46～47 頁 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-7】学生相談室来室記録（令和 5（2023）年 4 月大学評議会資料）

【資料 2-4-8】令和 5 年度 学生相談室情報交換会 議事録

【資料 2-4-9】2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 40 頁 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-10】宇部フロンティア大学短期大学部奨学金規程

【資料 2-4-11】宇部フロンティア大学短期大学部奨学金規程施行細則

- 【資料 2-4-12】 宇部フロンティア大学短期大学部学生会会則
- 【資料 2-4-13】 宇部フロンティア大学学生団体及び課外活動規程
- 【資料 2-4-14】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 47 頁～48 頁 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-4-15】 学校法人香川学園宇部フロンティア大学洗心寮平面図
- 【資料 2-4-16】 学校法人香川学園宇部フロンティア大学学寮規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の心理的な面での不調が増えてきており、保健室での相談・学生相談室の利用も多くなっている。また、学生自身で履修の登録や自身の課題スケジュールの管理等ができず、学習支援が必要と思われる学生が増加している。学生課・学生相談室・保健室の連携をしっかりと維持し、相談案件の整理を適切に行っていくとともに、学生相談室アドバイザーやチューターとも協働し、学生対応を行っていく。

学寮の入居者数の確保については、民間アパートと比較したメリットをアピールし、遠方からの通学生の入居や在学生の短期的な利用を促すなど、対策を実施する。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) キャンパスの位置

平成 31（2019）年 4 月から大学とキャンパス統合し、本学は大学の校地に移転した。宇部市内の中心地から数 km 程度の立地であり、教育・研究活動が適切に行える環境となっている。文京キャンパスは、中山キャンパスから約 1 km の場所に位置しており、第二体育館を有している。【資料 2-5-1】

2) 校地

校地は大学・短大で共用しており、33,076 m²である。そのうち、校舎敷地は、9,455 m²、運動場は 2,650 m²となっている。校地については、短期大学設置基準第 30 条から算出される必要面積を満たしている。【資料 2-5-2】

3) 校舎等

本学の校舎、施設等の教育・研究環境については表 2-5-1 に示すとおり有している。校舎等も一部を除き大学と共用し、E 棟実験実習棟のみ短大専用棟となっている。校舎については短期大学設置基準第 31 条及び別表第二イから算出される基準校舎面積を満たして

いる。【資料 2-5-2～3】

表 2-5-1 施設等一覧

場 所	棟 名	主 要 施 設
中山キャンパス	A棟 管理・研究棟	学長室、秘書室、事務室、保健室、大会議室、研究室、演習室、図書館、非常勤講師室、応接室、ほか
	B棟 講義・実習棟	大講義室、コンピュータ演習室（2室）、講義室（B101、B102、B201、B202、B203、B301、B302、B303）、臨床心理実習室、ほか
	C棟 学生福利棟	食堂、多目的ホール
	D棟 看護学部棟	学部長室、会議室、研究室、看護実習室、実習支援室、講義室（D101、D102、D103、D201）、演習室、売店、ほか
	E棟 実験実習棟	化学実験室、調理実習室、給食実習室、実習用食堂、造形演習室、音楽実習室、ほか
	スチューデントハウス	部室（11室、うち防音室1室）、会議室
文京キャンパス	第二体育館	

A棟は、大学の正面玄関ともなる棟で、1階に事務室を二部屋設けている。総務課・教務課・入試広報課が入る部屋と、学生課・就職課・国際交流課が入る部屋である。後者の部屋は、キャリア支援センターという名称にしており、現在、短大には留学生は在籍していないが、留学生も含め一体となって学生生活・就職支援を行う体制としている。学長室も1階に配置しており、事務各課から近い位置であるため、様々な案件について、すぐに学長に相談ができる環境となっている。

A棟2階には、図書館と学園事務局が配置されている。3階以降は大学・短大教員の研究室や演習室が配置されている。教員研究室の空き部屋は、一部倉庫として利用している。演習室は、ゼミナール等の授業だけでなく、委員会を開催する場所としても活用している。

B棟は、主に授業を行う棟として活用している。1階にコンピュータ演習室を2部屋設置し、授業や学生の自主学習の場所として提供している。2階には、本学で最も広い講義室である大講義室を配置し、大型のスクリーンや調光システム等を配備し、授業だけでなくシンポジウムや講演会にも利用している。

C棟は、食堂と多目的ホールから構成されている。食堂は、運営業者に業務委託している。昼食の時間帯のみの開店となっており、学生・教職員に様々なメニューを提供している。多目的ホールは、災害時の緊急避難場所でもあるが、平時は短大保育学科の演習室としても利用している。

D棟は主に大学の看護学科関係の部屋で構成されているが、講義室等は全学で利用する

ため全てのエリアは共用であるとの認識で使用している。1 階には売店を設置しており、学習で使用する文具だけでなく、昼食の弁当やジュース類も販売している。その他、1 階から 2 階には講義室や大学の看護学科の実習室を配置している。3 階以降は大学の看護学科の研究室となっている。

学生の課外活動支援の一環として、スチューデントハウスを設置しており、大学・短大のクラブやサークルが部室として利用している。

D棟のそばに、運動場を整備している。運動場は、本学の使用に支障のない限りにおいて、本学付属香川高等学校の野球部の使用を許可している。平成 31 (2019) 年度以前は、野球同好会が使用し、大学祭の駐車場としても活用している。

E棟は、短大専用の実験実習棟であり、1 階は食物栄養学科の実験室や給食管理の実習室を、2 階には保育学科の工作室や音楽室を配置している。

文京キャンパスの第二体育館は、大学と共用している体育館で、保育学科での授業のほかクラブ・サークル活動で使用している。

4) 施設の運営・管理

「学校法人香川学園事務組織規程」に規定されているとおり、施設については、学園事務局管財課が施設設備の管理・修繕等を担当しており、学内各部署と連携し、計画的に維持管理するよう努めている。【資料 2-5-4】

各棟内の清掃については、清掃業者と業務委託契約を結んで廊下や講義室の清掃、学内のゴミの回収を行っている。また、回収したゴミはゴミ置き場で、燃えるゴミや不燃物を一時保管し、ゴミ収集業者と一般廃棄物処理契約を結び、定期的に回収を行っている。このように、学内の保健衛生管理に努めている。

エレベータの保守点検については、点検業者と保守契約を結び、3 カ月に一度点検を実施し、必要に応じて、消耗部品等の交換を行っている。電気の保安全管理については、保安全管理業者と委託契約を結んでいる。消防設備についても、点検業者と契約を交わし、一年に一度、学内の防火扉、シャッター、煙探知機、学内放送、排煙窓等が適切に動作するか確認している。

中山キャンパスの警備については、警備業者と警備契約を結んでおり、平日の夜間と大学の休日の日は警備員が常駐し、学内の巡回警備を行っている。警備員は、巡回以外の時間帯は、中央監視室に待機しており、同室に配置している学内の電灯を制御している機械や消防関係の機械を確認し、異常があった場合の対応等もしている。また、A棟・B棟・C棟は機械警備システムを導入している。

以上のように施設設備の保全については、多くは外部に業務委託することで実施している。【資料 2-5-5~12】

5) 耐震化率

耐震化率は、短大が実際に使用するA棟、B棟、C棟、D棟、E棟、スチューデントハウス、第二体育館は耐震基準を満たしており、100%である。大学とのキャンパス統合以前に使用していた旧校舎の耐震化率は 34%であるが、旧校舎は、文京キャンパスであり、使用していないため、教育研究上の問題は生じていない。【資料 2-5-13】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-5-1】 キャンパス配置図
- 【資料 2-5-2】 エビデンス集（データ編） 共通基礎様式 1
- 【資料 2-5-3】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 校舎配置図 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-5-4】 学校法人香川学園事務組織規程 【資料 2-4-1】 と同じ
- 【資料 2-5-5】 清掃作業委託請負契約書
- 【資料 2-5-6】 一般廃棄物処理契約書
- 【資料 2-5-7】 業務委託契約（D 棟エレベータ）
- 【資料 2-5-8】 昇降機保全契約書（A 棟 B 棟エレベータ）
- 【資料 2-5-9】 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書
- 【資料 2-5-10】 消防用設備点検契約書
- 【資料 2-5-11】 警備契約書
- 【資料 2-5-12】 警備業務請負契約書
- 【資料 2-5-13】 本学ウェブサイト 校舎の耐震化率について

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 図書館

附属施設として A 棟 2 階に設置されている図書館は、延べ床面積 593.38 m²、閲覧座席数 86 席、収納可能冊数 55,000 冊、視聴覚資料ブース 2 台が設置されており、コンパクトながら教育研究を促進するのに適切な整備が整っている。図書館の蔵書数は、和書 31,411 冊、洋書 4,590 冊の合計 36,001 冊となっている。図書館は A 棟 2 階の校舎内にあるため学生のアクセスが容易で気軽に利用できる施設となっている。閲覧座席数 86 席のうち個人机 20 席には、全てに情報端子がついており、ノートパソコンを持ち込めば学内 LAN に接続し、インターネットやデータベース検索ができるように利用環境を整備している。

年間開館日数に関しては、令和 5（2023）年度は 251 日であった。図書館の利用については、表 2-5-2 に示すように、順調に推移したと考えている。【資料 2-5-14～17】

令和 5（2023）年度は、停止していた学外者への来館利用を再始動させ、地域への学術資料の提供を再開させた。また、利用者への資料の提供においては、学生協働 Li-Fro の学生とともに電子資料を利用したワークショップを学内向けに企画・実施し、書籍だけではなく電子資料にアクセスし、利用する機会を提供した。

私立大学図書館協議会西地区部会中国・四国地区研究会では、『学生協働について～学びの場の支援体制に着目して～』と題して、学生と教職員が積極的に関わり合いながら実施してきたこれまでの活動を振り返りながら、図書館の学習支援体制をまとめた資料にして発表した。学外館連携事業としては、「山口県大学ミュージアム・ライブラリー連携特別展」に参加し、「うみだす」のテーマに沿って、参加型の展示方法に挑戦した。グループ活動や心理療法などに幅広く用いられるコラージュ技法を用いて、作品がうみだされるプロセスも楽しみながら学内者と学外者による共同作品を制作することが出来た。

表 2-5-2 図書館利用統計（単位：人）

区分	令和 5（2023）年度
入館者数	16,595
貸出人数	1,667
貸出冊数	3,459
文献複写枚数	576
学外利用新規登録者数	12

2) コンピュータ演習室

コンピュータ演習室を 2 室設置している。コンピュータ演習室 1 は 30 台のパソコンを、コンピュータ演習室 2 には 25 台のパソコンを設置している。平日の 8 時 30 分から 18 時まで開室しており、授業で使用する以外は、学生がレポート作成等で自由に使用できるようにしている。新型コロナウイルス感染症対策として、各コンピュータ演習室のパソコン及び座席数を削減していた。

3) 無線 LAN 設備

学内の無線 LAN 設備アクセスポイントについては、令和 2（2020）年度にエリアを拡大し、B 棟内の講義室やコンピュータ演習室等でも使用できるようにし、遠隔授業を受ける際の学生の利便性向上を図った。【資料 2-5-18】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-14】 附属図書館利用案内

【資料 2-5-15】 サービス利用契約書

【資料 2-5-16】 ネオシリウス・クラウド利用規約

【資料 2-5-17】 「ネオシリウス・クラウド」サービス仕様書

【資料 2-5-18】 Wi-Fi アクセスポイント設置箇所

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の建物は、E 棟を除き、バリアフリーとなっている。5 階建ての A 棟、3 階建ての B 棟及び 4 階建ての D 棟には、それぞれ 1 台ずつエレベータを設置しており、段差もないため全てのエリアに車椅子で移動可能である。多目的トイレを A 棟の 1 階、D 棟の 1 階と 2 階にそれぞれ設置しており、身障者やジェンダーへの配慮を図っている。

また、各棟の移動については、A 棟と B 棟は建物が繋がっており、B 棟と D 棟もそれぞれの 2 階が渡り廊下でつながっている。C 棟は 1 階建ての建物であり、A 棟・B 棟・C 棟・D 棟の移動は全てバリアフリーとなっている。B 棟から C 棟に移動する際は、屋外の屋根で繋がっているため、雨天でも移動の利便性が高くなっている。

最寄り駅より 1.3 km 離れており、バスの本数も限られるため、学生の通学のための交通

手段として自動車通学を許可しており、学生専用の駐車場（193 台駐車可能）を整備している。その他、大学敷地内に学生寮を完備している。

以上のように、バリアフリー環境が整備されており、利便性、安全性を適切に確保、整備して教育研究活動の充実を図っている。【資料 2-5-1】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では受講者数が一定数見込まれ、全員を一度に授業したのでは教育効果が上がらないと思われる科目は2クラスに分けて別々の時限で開講している。教養教育科目では、学科共通で開講している情報機器の操作の科目を、専門の科目では保育学科の音楽や造形等の科目及び食物栄養学科の実験、実習、栄養情報処理をクラス分けして開講し、授業を受ける学生数の適正化を図っている。【資料 2-5-19～20】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-19】 令和 5（2023）年度前期時間割

【資料 2-5-20】 令和 5（2023）年度後期時間割

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度に施設設備の整備として、大学と共用のパソコン演習室モニター更新、A棟・B棟・C棟便座取替及びA棟階段非常灯取替更新工事を行った。このほかに施設設備の更新が必要な個所もあるため、学修環境の改善に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望の把握については、主に学生意見箱で行っている。意見は、学生課と学生生活委員が複数人で2週間に1回確認し、学長・教務部長・教務課長・学生部長・学生課長・図書館長等の各部署の責任者に回答を求めている。各部署は要望の検討結果を回答文として学生課に伝える。学生意見箱の意見は学生生活委員会でも確認し、結果をまとめ学長承認後に学内掲示板に掲示している。また、教職員にもメールリストにより一斉配信し、情報共有している。

具体的には、図書館の開館時間および大学設備の使用時間の延長が要望された際に関係者間で検討し、可能な範囲での延長が認められた。【資料 2-6-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】意見箱回答

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生意見箱より把握された意見に対し、学生全体への回答が適切である場合は、上記同様に各部署の責任者からの回答を掲示している。一方、友人関係や恋愛に関する、よりデリケートで個人的な対応が適切であると考えられる場合は、学生相談室や保健室への個別相談を検討するよう促している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する要望としては、教室や図書館の利用時間の延長や、特にコロナ禍では、感染拡大防止のためのソーシャルディスタンスやマスク着用への意見が多く見られた。感染予防対策に関する要望については、本学が定めた対策方針及び山口県の方針に沿っていることを説明し、繰り返し理解を求めた。その他の大学設備の補修・改善（トイレの不具合・プリンターの不調など）については、指摘に応じて速やかに対処し、対処したことを回答した。

特定の教員に対し、教授方法・内容の要望が投書された際には、該当する学科長と協議の上、教員個人への指導を行い、教育環境の改善に努めている。

学生意見の総数は、令和 5(2023)年 4 月～令和 6(2024)年 3 月において 75 件であり、内訳は、授業に関する意見 31 件、施設・設備に関する意見 22 件、その他の意見 22 件であった。この件数は令和 4(2022)年度の 77 件とほぼ同数となっており、活発な利用状況が認められた。学生の要望を汲み上げる窓口の一つとして機能していると評価する。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生掲示板の近くに投書用紙とともに設置した意見箱を通じ、学生の意見を把握し、検討する取組みを行っている。引き続き、学生に素早く検討結果を伝達できるよう努める。

【基準 2 の自己評価】

本学では、短大全体及び各学科でアドミッション・ポリシーを定めており、学生を受け容れている。アドミッション・ポリシーは、本学ウェブサイトや募集要項等で十分周知を行っている。また、入学定員に沿って適切に学生を受入れており、問題はない。学修支援については、教職協働で行い、オフィスアワーの活用も行っている。キャリア支援では、キャリアコンサルタントを専任事務職員として 2 人配置し、教育課程内外で教育する体制を整備している。学生サービスについては、学生相談室をはじめ様々なサービスを展開している。学修環境については、整備されており、学生の意見を取り入れ反映させる仕組みを設けている。

以上のことから、基準 2 は満たしていると判断した。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、短大全体のディプロマ・ポリシーを定め、それに沿うように各学科のディプロマ・ポリシーを定めている。また、ディプロマ・ポリシーは本学ウェブサイトで公開するとともに、入学時に入学生に配布する「キャンパスライフガイドブック」に掲載して、周知している。【資料 3-1-1~2】

ディプロマ・ポリシーがそれぞれの教育目的・教育目標と適合しているかは、教学マネジメント委員会が毎年行う 3 つのポリシーに関する点検・評価で検証している。【資料 3-1-3~4】

令和 4（2022）年度に見直したディプロマ・ポリシーを以下に示す。この見直し結果は 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK に反映させている。

「短大全体」

宇部フロンティア大学短期大学部では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、専門資格の深い知識と技能を、多様な人々の豊かな人生への貢献のために活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

専門領域を学ぶのに必要な、人と人間生活に関する幅広い教養を身につけている。
専門資格を取得するのに必要な知識と技能を修得している。

2. 汎用的技能

情報や知識を収集し、分析した結果を基に論理的に考え、判断し、表現できる。

3. 態度・志向性

他者に配慮し、他者と協調・協働しながら、自らの役割を見出し行動できる。
「礼節」「自律」を旨として自身を厳しく律しながら、生涯にわたり自己の資質向上に努めることができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、相手の側に立って活用し、考え、行動することができる。

「保育学科」

保育学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、保育・福祉・教育の視点から、専門資格の深い知識と技術を、子ども・保護者の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 保育の基盤と社会的意義についての理解
保育の本質と目的について理解している。
保育に関する基本的知識を修得している。
子どもの成長と発達に関する知識を理解している。
2. 保育者としての実践力の獲得
保育内容をふまえた基本的な表現技術を適切に用いることができる。
子どもへの適切なあそびや養護の技術が身についている。
3. 保育・教育職としての意識と姿勢
チームワークを大切にし、他者と協調・協働して行動できる。
自身を振り返り省察し、ものごとを探求し続ける姿勢が身についている。
4. 習得した知識・技能を用いた保育実践の総合的な展開
子ども一人ひとりの生活や発達過程に応じた援助を考えることができる。
保育者としての責任感と倫理観をもって行動することができる。

「食物栄養学科」

食物栄養学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、栄養と食の視点から、専門資格の深い知識と技術を、相手の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 幅広い学びに基づく知識と技能
人の生の営みが自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、自分以外の他者や自然に対して、感謝の気持ちを持つことができる。
教養教育科目、専門教育科目を体系的に学ぶことにより栄養士として必要な知識と技能ならびに人間性、社会性が身についている。
2. 食の専門家としての実践力と応用力
食の専門家として求められる技能と応用力が身についている。
対象者のライフステージや身体状況に応じた健康づくりを支援することができる。
食品成分の栄養特性や機能性、安全性などの基本的知識を踏まえた実験技能が身についている。
3. 生涯学び続ける姿勢
他者とコミュニケーションを図り、協力して作業に取り組み、計画を進めることができる。
生涯にわたって新しい知識と技能を身につけ、食の専門家としての資質向上に努

めることができる。

4. 論理的思考による課題解決力

栄養と食の視点から健康に関わる様々な問題を発見し、修得した知識や技能を基に論理的に分析し、課題を解決することができる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】 本学ウェブサイト 3つのポリシー 【資料 2-1-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-1-3】 3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-7】 と同じ

【資料 3-1-4】 2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】 と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業認定基準は、「キャンパスライフガイドブック」に記載し、周知している。進級制度はないため、進級基準は設けていない。本学ウェブサイトに単位認定基準及び卒業認定基準を掲載し、広く一般にも周知している。

【資料 3-1-5～8】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-5】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 20 頁 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-1-6】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 12～13 頁 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-1-7】 本学ウェブサイト 学修の評価

【資料 3-1-8】 本学ウェブサイト 卒業の要件

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学学則第8条の定めに従い、講義は15時間、演習は15時間または30時間の授業をもって1単位としている。また、実験、実習及び実技は30時間または45時間の授業をもって1単位としている。以上のように各学科の教育課程はこの範囲で適切に単位を設定している。【資料3-1-9】

各授業科目の単位認定は、定期試験による成績と各授業での課題等の提出物の評価等を総合的に判断し認定される。その評価基準は次のとおりで、秀・優・良・可を合格として当該科目の単位を認定しており、厳正に運用している。【資料3-1-10】

表3-1-1 成績の評価基準

評 価		備 考
合 格	秀	100～90 点
	優	89～80 点
合 格	良	79～70 点
	可	69～60 点
不 合 格	不可	59 点以下
	未履修	受験資格がなかった場合

卒業認定は、教授会において学生の卒業要件に係る科目の修得単位数の一覧を基に、一人一人必修、選択等で定められた単位を修得しているか否かを確認しながら厳正に判定している。【資料 3-1-11】

本学では GPA 制度を採用しており、成績評価、卒業時の学位記受領代表、各種協会表彰の選考等に活用している。各学科の GPA 下位 4 分の 1 を対象に、生活習慣の見直し、文章力の向上をねらいとした補習プログラムを受講させている。受講後は個別面談により自己内省を促し、学習に向かう意欲と態度の涵養を図っている。【資料 3-1-12～13】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-9】宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 8 条 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-10】履修、試験及び成績評価に関する規程

【資料 3-1-11】宇部フロンティア大学短期大学部卒業認定基準に関する規程

【資料 3-1-12】宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部 GPA 制度に関する運用規程

【資料 3-1-13】GPA を活用した学生指導について（令和 3 年 2 月教務委員会資料） 【資料 2-2-16】と同じ

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

認証評価において、成績の判定及び GPA の算出方法について指摘を受けた。それらについて今後改善を図ることとしたい。

学生調査において、「ディプロマ・ポリシーを知っている」という質問に対して、過去の年度の調査結果と比較して増加しているが、引き続き、各学部のオリエンテーションや初年次教育に相当する授業科目等で 3 つのポリシーの意義を説明するよう努める。

卒業認定・進級判定・修了認定については、引き続き、学生に適切に周知の上、厳格に適用していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、短大全体のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿うように各学科のカリキュラム・ポリシーを策定している。また、カリキュラム・ポリシーはウェブサイトで開催するとともに、入学時に入学生に配布するキャンパスライフガイドブックに掲載して、周知している。以下に、本学のカリキュラム・ポリシーを示す。

「短大全体」

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育科目に「大学入門」「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育課程の編成に当たっては、専門資格を取得するために必要な知識と技能が体系的に学べるように科目を配置し、学生が理解できるようカリキュラムマップを提供する。

2. 学修方法・学修過程

「実学の重視」を念頭に置いて、問題発見・論理的思考・課題解決の能力を育成するよう努める。

グループ単位での能動的学修（アクティブ・ラーニング）や、学内外の実習による体験型学習を取り入れることにより、他者との関わりの中で実践的な実務教育が図れるように努める。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行う。

「保育学科」

保育学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育職員免許法施行規則と児童福祉法施行規則に定める科目を中心にカリキュラムを編成し、子どもの成長や発達についての理解、保育者に求められる専門的な知識・技術及び倫理の修得を図る。

最新の保育・幼児教育・子育て支援の動向に対応し、また保育者に求められるスキルをより深化・拡充させるものとして社会福祉主事任用資格、認定ベビーシッター資格、児童厚生二級指導員資格の取得を可能とし、より広い視野と見識を育成する。

2. 学修方法・学修過程

「総合演習Ⅰ～Ⅳ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

実習および実習の事前指導・事後指導を重視し、保育現場の役割・機能や子どもの現状、保育の展開方法を体験的に学ぶことで、保育者としての実践力が身につくようにする。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行う。

「食物栄養学科」

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

栄養士法施行規則に定められている教育内容と単位数を満たす科目に加え、食の専門家として必要な最新の知見と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。

栄養士としての実践力、社会人としての社会力を養うために、学外活動等で地域や学外他組織との連携を図り、知識と技能を身につけることのできる実学を重視したカリキュラム編成とする。

専門教育の理解、学習成果については、全国栄養士養成施設協会「栄養士実力認定試験」の評価結果により、栄養士として必要な知識・技能を段階評価し、資質向上に向けたカリキュラム編成とする。

2. 学修方法・学修過程

「食物栄養ゼミ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行う。

カリキュラム・ポリシーは本学ウェブサイトで公開するとともに、入学時に入学生に配布するキャンパスライフガイドブックにも記載し、周知している。【資料 3-2-1~2】

カリキュラム・ポリシーが教育目的に適合しているかは、教学マネジメント委員会が行う 3 つのポリシーに関するアセスメントで検証している。【資料 3-2-3~4】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-1】 本学ウェブサイト 3 つのポリシー 【資料 2-1-1】 と同じ

【資料 3-2-2】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3 つのポリシー 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-2-3】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-7】 と同じ

【資料 3-2-4】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】 と同じ

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のカリキュラム・ポリシーは、「ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるため」に教育課程を編成していることを明示しており、一貫性のあるポリシーとなっている。

ディプロマ・ポリシーと開講科目との関連性を示すものとして各科目にはナンバリングを施し、開講時期や関連資格等と合わせて科目の位置づけを示している。キャンパスライフガイドブックにはディプロマ・ポリシーと開講科目群の関係を明示するカリキュラムマップを掲載しており、学生の理解に資するようにしている。【資料 3-2-5】

また、教学マネジメント委員会が行うアセスメントにおいて、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性がとれているか確認している。【資料 3-2-6~7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-5】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 8 頁、11 頁 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-2-6】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2023 年度版）

【資料 3-2-7】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】 と同じ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

その年度に開講する全ての科目についてシラバスを作成し、本学のウェブサイトに掲載している。掲載内容は、「科目名」「授業形態」「履修形態」「単位数」「年次」「開講期」「担当者名」「関連する資格」「授業概要」「到達目標」「成績評価法」「評価項目・評価基準」「授業計画と概要、予習・復習内容（時間）」「アクティブ・ラーニング」「授業外学習」「テキスト、参考書、教材」「関連する科目」「課題に対するフィードバック」「備考」としており、適切に整備している。【資料 3-2-8】

各学科のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程は編成されている。教養教育科目は全学科共通開講とし、「基礎教育科目」と「外国語科目」の二つの科目群に分け、それぞれ

れから卒業に必要な単位数を修得することとしている。専門科目の科目群は、「専門教育科目」の1群とし、各学科の資格取得に必要な科目を体系的に配置している。【資料3-2-9】

履修登録単位数の上限については、現在設定していない。各学科の資格要件とキャップ制の両立について検討が必要である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-8】 シラバス 【資料 F-12】 と同じ

【資料 3-2-9】 各学科教育課程表 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 6～7 頁、9～10 頁 【資料 F-5】 と同じ

3-2-④ 教養教育の実施

教育理念・目的達成のため、教養教育の編成・実施に係る組織として、大学・短大合同の教養教育委員会を設置している。教務部長、大学各学部長・短大各学科長、教養教育科目の担当教員のうち学長が指名した1人及び教務課長で構成されている。【資料3-2-10】

教養科目は学科共通で開設されており、日本国憲法や日本語表現法といった教養の基本的な部分を学ぶ科目群と、外国語を学ぶ科目群とに大別している。そして、大別したそれぞれの科目群から、卒業に必要な単位数を修得するようにしており、偏った学修とならないようにしている。【資料3-2-11】

なかでも卒業必修科目「大学入門」は、本学の建学の精神を理解し、能動的・主体的な学び方を身につけることを目的とする「初年次教育」の一環として位置づけている。「キャリアデザイン」と合わせて、本学学生としての自覚と社会人としての意識やマナーを学ぶ機会としている。

教養教育委員会では、教養教育の位置づけを理解させるためキャンパスライフガイドブックに説明を記載する検討も行い、令和2（2020）年度から、「AIと教養教育の位置づけ」というタイトルの文章を記載している。【資料3-2-12】

また同委員会では入学前教育についても所掌している。本学では入学予定者に対し、入学後の円滑な学修開始に向けて、学科の特性に応じた課題や講座を実施しているが、その内容と効果について適宜検討することとしている。【資料 3-2-13】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-10】 教養教育委員会規程 【資料 2-2-5】 と同じ

【資料 3-2-11】 各学科教育課程表 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 6～7 頁、9～10 頁 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-2-12】 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 13 頁 【資料 F-5】 と同じ

【資料 3-2-13】 教養教育委員会資料 入学前教育、初年次教育の実施状況

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

1) シラバスの改善

シラバスの記載内容の水準を高めるためにシラバス作成要領を作成し、シラバス記載の

ポイントを周知している。本学では、平成 27（2015）年度より、アクティブ・ラーニング（協同学習、グループ活動、学生と教員の積極的な応答学習、プレゼンテーション等）を全科目に導入している。シラバスの各授業回数の横にアクティブ・ラーニングについて記載する欄を設け、実施するアクティブ・ラーニングの形式を記入するようにしている。毎回の授業でアクティブ・ラーニングを求めるわけではなく、15 回授業のうち複数回アクティブ・ラーニングを行うことを求めている。【資料 3-2-14～15】

各教員が作成したシラバスは、教務委員がチェックし、記載漏れなど不備がある場合は学科長が指導している。【資料 3-2-16】

2) アクティブ・ラーニング実践報告

教授方法の改善を進める組織として、FD・SD 委員会がある。FD・SD 委員会は、研修会の企画運営を行い、教授方法の改善を図っている。令和元（2019）年度より全学 FD・SD 研修会において「アクティブ・ラーニング実践報告」を行っており、各教員が実践している事例を発表し、質疑応答を交え、アクティブ・ラーニングの理解を深め、授業改善のノウハウを教職員で共有している。また、発表された事例は Google Classroom に作成したクラスに掲載することで、すべての教員がいつでも閲覧できるようにしている。【資料 3-2-17～18】

3) ティーチングポートフォリオ（TP）を活用した教育活動の評価

令和 3（2021）年度より、教員が自らの教育活動を点検・評価することで教育力を向上させることを目的として、ティーチングポートフォリオ（TP）を活用した教育活動の評価制度の導入に向けた取組みを開始した。令和 3（2021）年度は、大学評議会において制度の骨子・素案を検討すると同時に、全教員を対象に FD の一貫として TP に関する理解を深めるための TP 作成ワークショップを開催し、TP 作成マニュアルを配布して TP を試行的に作成した。教員は各自が作成した TP について学科長と面談し、学長に提出した。提出された TP のうち学内公開に同意したものは、Google Classroom に作成したクラスに掲載して、すべての教員がいつでも閲覧できるようにしている。令和 4（2022）年度は「宇部フロンティア大学教員の教育活動の評価に関する規程」を定め、TP を活用した教育活動の評価を本格実施した。【資料 3-2-19～20】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-2-14】シラバス 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-15】シラバス作成要領（2023 年版）

【資料 3-2-16】シラバスチェックの依頼及び集計結果

【資料 3-2-17】令和 5（2023）年度全学 FD・SD 研修会資料

【資料 3-2-18】アクティブ・ラーニング実践報告集

【資料 3-2-19】宇部フロンティア大学教員の教育活動の評価に関する規程

【資料 3-2-20】ティーチングポートフォリオ作成マニュアル

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生調査において、「カリキュラム・ポリシーを知っている」という質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」と回答した学生の割合が一昨年度および昨年度調査結果と比較して増加（24.6%→48.1%→53.4%）していた。入学時から機会をとらえてカリキュラム・ポリシーについて説明している効果が表れているものと考えられることから、引き続き、各学科のオリエンテーションや初年次教育に相当する授業科目等で3つのポリシーの意義を説明するように努める。

ナンバリングとカリキュラムマップは、学生に学習の見通しを持たせ、教育課程の体系的な理解させる上で有益であることから、より分かりやすく示すための工夫が必要である。

アクティブ・ラーニングは学生の学修力向上の重要な学修方法であるとともに、教員にとっては教育力向上の重要な教育方法でもある。今後もアクティブ・ラーニング実践報告を継続することで優れたノウハウの蓄積に努め、アクティブ・ラーニングを組織的に展開していく。また、ティーチングポートフォリオを活用した教員の教育活動の評価制度の本格実施に向けた取組みを進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、教学マネジメント委員会で行っている。教学マネジメント委員会は、「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を毎年度作成し、学修成果の点検・評価を行っている。【資料 3-3-1】

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、「DP、CPの策定・公表・周知」、「管理・運営体制」、「教育の実施」「主観的学修成果（到達度、満足度）」及び「客観的学修成果到達度」を点検項目としており、そのうち学修成果については、「主観的学修成果（到達度、満足度）」及び「客観的学修成果到達度」の項目で点検・評価している。アドミッション・ポリシーについては、「APの策定・公表」、「選抜方法」、「採点基準」、「入学前教育」、「入学後の追跡調査」及び「卒業後の追跡調査」を点検項目としており、そのうち学修成果については、「入学後の追跡調査」及び「卒業後の追跡調査」の項目で点検・評価することとなる。

「主観的学修成果（到達度、満足度）」については、「学生は、主体的に学修している。」、「学生は、十分な学修時間を確保している。」、「学生は、自己の成長を実感している。」、「学生は、自己の学修成果に満足している。」の4つをチェック項目とし、授業評価（出席率、受講態度、予習復習時間、学習到達度、満足度に関する項目）、学生生活実態調査、学習行動調査、満足度調査をエビデンスとして点検・評価することとしている。

「客観的学修成果到達度」については、「学生は、DP で想定している能力を身に付けている。」をチェック項目として各学科が行う DP 達成度評価により点検・評価することとしている。

「入学後の追跡調査」については、「入試区別に、休学・留年・退学の動向を把握している。」をチェック項目とし、休学者数・留年者数・退学者数（入試区別、学科別、学年別）をエビデンスとして点検・評価することとしている。

「卒業後の追跡調査」については、「卒業生の動向を把握している。」をチェック項目とし、就職率、卒業生調査、就職先調査をエビデンスとして点検・評価することとしている。

教学マネジメント委員会は、アセスメント・ポリシーに基づきアセスメント報告書を作成する。その中で、学修成果の点検・評価結果をするとともに、結果に対するアクション（改善案）を明らかにする。一部は、担当部署が取り組むべきアクションとして「重点取組課題」を記載している。アセスメント報告書は、単なる点検・評価結果の報告にとどまらず、PDCA サイクルのアクションを示す役割を持っている。

2) 学科レベルでの学修成果の把握

学科レベルでの主観的及び客観的学修成果を可視化する方法を検討し、達成状況を評価している。

保育学科では、学修成果評価シートを用いてディプロマ・ポリシーに掲げた4つの項目ごとのGPAの平均値を算出して学修成果の把握・分析を行った。【資料3-3-2】

食物栄養学科は、主観的学修成果の測定方法として授業評価アンケート、調理技術調査等のアンケートの活用、客観的学修成果としてGPA、栄養士実力認定試験、校外実習評価、進路状況等を活用して分析・評価している。【資料3-3-3】

3) 卒業生調査

ディプロマ・ポリシーを踏まえた在学中の学びの成果を、卒業生がどのように認識しているかを明らかにするため、令和5（2023）年4月に卒業直後から卒後2年目までの3学年分の卒業生を対象とした調査を行った。コロナ禍を契機に学生一人ひとりが持つこととなったGmailアドレスを活用してメール調査を行った。【資料3-3-4】

4) 3つのポリシーに関するアセスメント報告書

教学マネジメント委員会は、アセスメント・ポリシーに基づきアセスメントした結果を記載したアセスメント報告書を作成する。この報告書は、前述の点検項目に付随したチェック項目の点検・評価結果を、「所見」、「アセスメント」、「アクション」に分けて、それぞれの内容を記述している。また、報告書の末尾に資料編として、学生調査や授業アンケート結果を付して、エビデンスに基づく点検・評価結果としている。

「アクション」の一部は、「重点取組課題」として、報告書の最初のページにまとめ、取り組むべき課題を明確にしている。アセスメント報告書は、単なる点検・評価結果の報告にとどまらず、PDCA サイクルのアクションを示す役割を持っている。【資料3-3-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-1】 3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-7】 と同じ

【資料 3-3-2】 保育学科 令和 5 年度 学修成果の評価シート

【資料 3-3-3】 食物栄養学科 学修成果の評価

【資料 3-3-4】 卒業生調査の集計結果

【資料 3-3-5】 2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】 と同じ

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価については、教学マネジメント委員会が作成したアセスメント報告書は、大学評議会で報告された後、教授会で周知される。重点取組課題に、アクション（改善案）のうち、優先順が高く、早急に改善の取り組みが必要なものが列挙されており、担当部署が改善に取り組んでいくこととなっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーを令和元（2019）年度に策定し、運用を開始した。今後は、アセスメント・ポリシーに定める学修成果の点検・評価について、内容や方法を改良し、より良いものにしていく。

卒業生調査や就職先調査が十分に実施できていないため、アドミッション・ポリシーのアセスメントが不十分な個所がある。今後、実施できるよう検討し、アセスメントの精度を高めていく。

【基準 3 の自己評価】

単位認定、卒業認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえており、周知も行っている。その運用も、厳正に適用しており問題ないと考えている。教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーは周知されており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。また、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程の編成を行っている。教養教育や教授方法の改善は組織的に行っている。学修成果の点検・評価は、教学マネジメント委員会のアセスメント・ポリシーによるアセスメント報告書において適切に行っている。

以上のことから、基準 3 は満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、学則第 49 条第 2 項及び運営組織規程第 2 条第 2 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する。」と規定しており、学長が最終意思決定者として、権限があることを明確にしている。【資料 4-1-1～2】

学長の下には、教務部長、学生部長、入試広報部長を置き、大学・短大の専任の教授の中から選任している。教務部長は教務に関する校務を、学生部長は学生生活に関する校務を、入試広報部長は入試広報に関する校務を、それぞれ統括し、学長を補佐している。

また、学長の下に副学長を配置している。副学長は、運営組織規程において「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。副学長は、「副学長選考規程」に基づき、学長が理事長と協議し、理事会に推薦した者から決定することとなっており、学長同様理事会の選任となっている。副学長の具体的な業務については「学長裁定」により規定している。【資料 4-1-3～4】

短大の管理・運営に関する意思決定を迅速に行うため、最高審議機関として大学と合同の大学評議会を置いている。短大運営の重要事項は、大学評議会で審議されている。大学評議会委員は、学長、副学長、学部長（大学）、学科長（短大）、研究科長（大学院）、教務部長、学生部長、入試広報部長、事務部長、附属図書館長、附属国際交流センター長、附属地域研究所長、附属臨床心理相談センター長、学部長または学科長の申出による教授で構成しており、学長が議長を務めている。審議した事項について、最終的に学長が決定することになっている。また、決定された事項のうち、学則変更等理事会に諮ることとなっているものについては、理事会の審議事項として提出され、学長が理事会において説明している。【資料 4-1-5】

教授会は、大学評議会の審議事項の報告を受け、決定した事項を実施し、学長の求めに応じて意見を述べる役割を果たしている。

また、学長は、教学マネジメント委員会の議長も務めており、教学マネジメントに関するリーダーシップを発揮できる体制となっている。【資料 4-1-6】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】 宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 49 条 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-1-2】 宇部フロンティア大学運営組織規程 【資料 1-2-15】 と同じ

【資料 4-1-3】 宇部フロンティア大学短期大学部副学長選考規程

【資料 4-1-4】 学長裁定

【資料 4-1-5】 大学評議会規程 【資料 1-2-1】 と同じ

【資料 4-1-6】 教学マネジメント委員会規程 【資料 2-2-3】 と同じ

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

1) 教務部長、学生部長、入試広報部長

学長は、前述のとおり校務の全般的な決定者であり、最終意思決定者でもある。学長業務のうち、教務、学生生活、入試広報を分掌する者として、教務部長、学生部長、入試広報部長を選任している。【資料 4-1-7】

各部長は、所轄する委員会等の長となっており、担当の校務を統括している。各委員会で審議した事項を、内容によって大学評議会や教授会の議題とする他、議事録をメーリングリストによって全教職員へ伝達している。

2) 副学長

学則第 49 条第 3 項及び運営組織規程第 3 条に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定し、副学長を 1 人配置している。副学長の具体的な業務は学長裁定により規定され、入試広報部長、教務部長、学生部長のいずれか 1 つまたは複数を兼務することになっている。その他、不正防止計画推進室室長など重要な役割を担っている。【資料 4-1-4】

3) 大学評議会と教授会

最高審議機関として大学評議会を設置し、学長が意思決定するにあたり、以下の事項を審議することとしている。【資料 4-1-5】

- (1) 中期目標・中期計画及び自己点検・自己評価等に関する事項
- (2) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (3) 規程等の制定又は改廃に関する事項
- (4) 学生確保に関する事項及び入学試験等に関する事項
- (5) 学生の生活支援等に関する重要事項
- (6) 教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項
- (7) 教員配置に関する事項
- (8) その他学長が認めた教育研究に関する事項

また、短大に教授会を設置している。教授会の役割は、学長が決定するにあたり意見を述べる旨を規定しており、以下の事項を審議することとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項

その他、学長及び学科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の

求めに応じ、意見を述べるができるとしている。【資料 4-1-8】

このように、大学評議会と教授会の役割を明確にしている。また、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に規定される、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、前述の教授会の役割に示している中の、教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績等の審査に関する事項及び学生の身分に関する事項となる。教授会規程は、規程改正の際に教授会で周知が図られている。

4) 教学マネジメント委員会

大学評議会の審議事項のうち、「(6) 教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項」を審議し、全学的な教学マネジメントを策定するため、教学マネジメント委員会を設置している。委員は、学長、副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長、大学各学部長、短大各学科長、研究科長、事務部長、専門的支援スタッフ、学生代表及び外部委員で構成されている。学長が委員長となり、専門的支援スタッフとして教務課長が委員として参加している。【資料 4-1-9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-7】 教学組織の見直しについて（令和 2（2020）年 2 月大学評議会資料） 【資料 2-2-8】 と同じ

【資料 4-1-8】 宇部フロンティア大学短期大学部教授会規程

【資料 4-1-9】 教学マネジメント委員会規程 【資料 2-2-3】 と同じ

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学評議会には、事務職員として事務部長が委員として参画している。また、オブザーバーとして総務課長、教務課長、入試広報課長、学生課長、就職課長、国際交流課長が出席することで、大学の管理・運営に関する重要事項の審議状況を把握し、決定事項を迅速に実施する体制を取っている。教務部長、学生部長、入試広報部長は、それぞれ担当事務職員と連携し、大学評議会に議題を提出している。

教学マネジメント委員会には、事務職員として事務部長及び教務課長が委員として参画している。IR 室には、他の課と兼務ではあるが担当事務職員を 1 人配置しており、IR に関する業務の一端を担っている。【資料 4-1-10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-10】 IR 室運営規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制に関する各種規程等を整備し、適切に運営している。副学長の業務を学長裁定により具体的に規定している。大学評議会などに職員が委員またはオブザーバーとして参加、関与することで教学マネジメントを教職協働で遂行する体制を整えている。今後も、関連する規程等を遵守し、教学マネジメントの向上に努める。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学科の専任教員数は、教育目的達成のために展開している教育課程に応じて配置しており、短期大学設置基準を満たしている。【資料 4-2-1】

教員の採用・昇任については、「宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の採用手続きに関する規程」及び「宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の昇任手続きに関する規程」に基づいて実施している。各職階の要件については、「宇部フロンティア大学短期大学部教員選考基準規程」に基づいた「教員採用審査基準及び昇任審査基準」に定めている。教員の公募に当たっては、以下に示す本学が求める教員像を公募要項に明示している。【資料4-2-2～6】

本学が求める教員像

- ・ 建学の精神、大学の使命・目的、3つのポリシーを十分に理解し、その実現に向けて主体的に取り組むことができる人
- ・ 新しいことに挑戦するフロンティア精神を持ち、熱意を持って教育を推進することができる人
- ・ 高度な専門知識または実務経験により本学の教育を担当する能力を有するとともに、継続的にその資質・能力の向上に努めることができる人
- ・ 学生支援に対して熱意をもって積極的に貢献することができる人
- ・ 大学運営における自らの役割を理解し、本学の発展のために他の教職員と協働できる人

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】 エビデンス集（データ編）共通基礎様式 1

【資料 4-2-2】 宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の採用手続きに関する規程

【資料 4-2-3】 宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の昇任手続きに関する規程

【資料 4-2-4】 宇部フロンティア大学短期大学部教員選考基準規程

【資料 4-2-5】 教員採用の審査基準（2023 年度）

【資料 4-2-6】 教員昇任の審査基準（2023 年度）

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FDについては、FD・SD委員会、大学評議会の下部組織である教学マネジメント委員会で組織的に行っている。

FD・SD委員会は、宇部フロンティア大学FD・SD委員会規程に基づき、「教員の授業内容及び方法の改善を図るため、および事務職員の業務の向上と改善を図るための組織的な研修及び研究を推進するため」の組織として活動している。学長、副学長、教務部長、学生部長、入試広報部長及び事務部長を委員とし、学長が委員長を務め、FD・SD実施方針に基づいてFD・SD研修会実施計画を立案して実施している。【資料4-2-7~9】

教学マネジメント委員会は、大学評議会の審議事項のうち、「教育課程の編成及び授業改善の方針等に関する事項」を審議するための委員会として位置づけられている。教学マネジメント委員会規程の審議事項に、「FD、SDに係る事項」が規定されており、教育改革上求められるFDの企画実施を行っている。令和4（2022）年度は、アクティブ・ラーニング実践報告とティーチングポートフォリオについて研修を行った。【資料4-2-10】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-7】 宇部フロンティア大学 FD・SD 委員会規程

【資料 4-2-8】 FD・SD 実施方針

【資料 4-2-9】 令和 5（2023）年度 FD・SD 研修会年間計画

【資料 4-2-10】 令和 5（2023）年度全学 FD・SD 研修会資料 【資料 3-2-17】 と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

短大の教員数について、今後も短期大学設置基準を満たすよう、計画的に教員配置及び採用計画を進めていく。教員の採用・昇任に当たっては、求める教員像を明確にし、毎年定める採用基準や昇任基準に明記し、公募要項にも記載する。

FDについては、年度のはじめに「実施方針」及び「年間計画」を作成し、計画的に実施する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の資質・能力向上の取組みについては、学園事務局が主催するもの、本学が実施しているもの、外部研修に参加させているものがある。

本学が実施する SD については、FD・SD 委員会と学園事務局を実施主体として行っている。FD・SD 委員会が企画する SD 研修会には、副学長、入試広報部長、教務部長、学生部長、学科長の参加を義務付けており、教職協働の機運を醸成する場となっている。

また、学園事務局が企画する SD 研修会では、経験年数に応じ、ビジネスマナーや会計の

知識を習得するような研修会を実施していたが、令和 3（2021）年度以降は新型コロナウイルス感染症のため実施を見合わせた。

最近 3 年間の SD 研修会で取り上げたテーマは以下のとおりである。【資料 4-3-1～3】

令和 2（2020）年度	労働の基礎知識
令和 3（2021）年度	大学内部質保証力向上支援ツールを学ぶ
令和 4（2022）年度	チームビルディング

その他、外部の研修会にも事務職員を派遣し、業務上の知見獲得をさせている。令和 2・3（2020・2021）年度は、新型コロナウイルス感染症のためオンラインとなり、研修用の個人ブースを設ける等の受講体制整備ができなかったため、参加を見合わせた。

令和 4（2022）年度からは、FD・SD の実施方針を定め、その目的に基づいて計画的に実施することに取り組んでいる。【資料 4-3-4～5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】 令和 2（2020）年度事務職員 SD 研修会案内・研修資料

【資料 4-3-2】 令和 3（2021）年度 SD 研修会案内・研修資料

【資料 4-3-3】 令和 4（2022）年度 SD 研修会案内・研修資料

【資料 4-3-4】 FD・SD 実施方針 【資料 4-2-8】 と同じ

【資料 4-3-5】 令和 5（2023）年度 FD・SD 研修会年間計画 【資料 4-2-9】 と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度から FD・SD の年間計画策定に取り組んでいるが、周知の時期が年度初めとなっていない。今後は、周知の時期を見直し、更なる計画性の向上に取り組む。

また、外部団体の参加を検討し、加盟している日本私立大学短期大学協会主催の研修会に参加していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究室については、一部の専任教員以外は職階に関係なく、一人一部屋を確保している。

【資料 4-4-1】

本学では、学術研究成果を地域に発信することを目的の一つとして、宇部フロンティア大学附属地域研究所を設置している。「宇部フロンティア大学附属地域研究所規程」を定め、学長指名の研究所長を 1 人配置している。さらに、附属地域研究所運営委員会を設置し、委員として研究所長、大学各学部・短大各学科 1 人ずつの専任教員を充てている。その業

務のひとつに、「宇部フロンティア大学紀要・年報（以下、「紀要・年報」という。）の編集・出版に関すること」が掲げられており、掲載する論文・報告の募集や、発刊までの業務を担っている。この紀要・年報は、山口県大学共同リポジトリを利用した電子出版となっている。【資料 4-4-2～3】

以上のように、研究室の配置に加えて、研究成果を発表する仕組みも整備している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】 令和 6（2024）年度研究室配置

【資料 4-4-2】 宇部フロンティア大学附属地域研究所規程

【資料 4-4-3】 宇部フロンティア大学附属地域研究所運営委員会規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1) 研究活動における不正行為について

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26（2014）年 8 月 26 日文科科学大臣決定）が制定されたことにより、平成 27（2015）年 4 月 1 日より「研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程」を定め運用している。【資料 4-4-4】

この規程では、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、研究倫理教育責任者を学長指名とし、組織として研究活動の不正行為を防止する体制を整備した。研究倫理教育責任者は、各学科より 1 人指名され、年一回広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を行うことが義務づけられている。平成 30（2018）年度以降は、日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を利用した研究倫理教育としていたが、令和 4（2022）年度は、9 月に外部講師により研究倫理研修会を行った。【資料 4-4-5】

また、同規程には研究不正の告発窓口についても規定している。窓口は、学園事務局総務課となっている。

2) 公的研究費の不正使用防止について

研究費の不正使用防止については、「公的研究費の管理・監査に関する規程」を定めている。この規程は、文部科学省等から配分される競争的研究費等（以下、「公的研究費」という）の適正な使用や管理を行うための規程である。この規程では、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を副学長、コンプライアンス推進責任者を学科長、事務担当責任者を事務部長とし、さらに不正防止計画推進室を編成し、公的研究費の不正使用防止にあたっている。不正防止計画推進室は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、事務担当責任者で構成され、大学全体で不正防止計画の策定を行っている。コンプライアンス教育として、令和 5（2023）年度は、学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」を利用し実施した。教授会での学内ルールの説明を行っている。こちらも、通報窓口は学園事務局総務課となっている。

また、「研究活動における行動規範」を策定している。行動規範は、研究活動を実施するうえで本学教職員としての取り組みの指針を示したものであり、公的研究費の原資が国民の税金であることの自覚や、適正な使用を心がけること等が示されている。【資料 4-4-6～7】

3) 人を対象とする医学系研究の倫理審査について

人を対象とする医学系研究倫理については、「人を対象とする研究倫理指針」「研究倫理審査委員会規程」及び「研究倫理審査委員会運用規則」を定め、研究倫理審査委員会において人医学系の研究倫理審査を行っている。【資料 4-4-8～10】

教員及び関係事務職員を対象に、DVD 研修会を実施し、人を対象とする医学系研究倫理の向上に努めている。【資料 4-4-11】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-4】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程

【資料 4-4-5】 令和 5（2023）年度研究倫理・コンプライアンス教育案内文

【資料 4-4-6】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 4-4-7】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部の研究活動における行動規範

【資料 4-4-8】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における人を対象とする研究倫理指針

【資料 4-4-9】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究倫理審査委員会規程

【資料 4-4-10】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究倫理審査委員会運用規則

【資料 4-4-11】 令和 5（2023）年度人を対象とする医学系研究倫理研修会案内文

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源の配分として、専任教員全員に研究費を配分している。学科ごとに金額は異なるが、その年度の研究のために、職能団体への年会費を除いて研究費を執行できる。【資料 4-4-12】

研究活動の物的支援としては、「公的研究費等に係る間接経費の取扱規則」を定め、毎年、科学研究費補助金の間接経費を利用して、管理部門や研究部門の物品整備を行っている。RA などの人的支援は、対象がないこともあり行ってはいない。【資料 4-4-13～14】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-12】 令和 6（2024）年度予算配分表

【資料 4-4-13】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における公的研究費等に係る間接経費の取扱規則

【資料 4-4-14】 令和 5（2023）年度科研費間接経費収支簿

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援については、概ね整備されているが、研究費の配分については今後も現状を維

持していく。科学研究費助成事業については獲得できるよう、応募件数の増加を目指し教員への周知を継続していく。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントについては、学長をトップとし、最高審議機関である大学評議会や教学マネジメント委員会、各教授会、各委員会の責任と役割を明確にしておき、学長のリーダーシップは発揮されていると考えている。また、教学マネジメントの機能性も十分である。

短期大学設置基準の求める教員数は満たしている。採用・昇任については規程に基づき、厳正に運用がなされている。FD・SD研修会を毎年行い、教育内容・方法の改善や管理運営能力の知見を獲得する取組みも行っている。

研究支援については、研究環境を整備し有効に活用している。また、規程の整備や研究倫理教育も行っており、適切に運用していると考えている。

以上のことから基準4を満たしていると判断した。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

1) 組織倫理等に基づく運営

学校法人香川学園（以下、「本学園」という。）の目的は、「学校法人香川学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）の第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と規定している。本学園は、大学・大学院・短大・高等学校・中学校・幼稚園を運営しており、この目的を満たしている。【資料 5-1-1】

また、短大の学則第 1 条において、その目的を『人間性の涵養と実学の重視』という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と規定しており、寄附行為の目的にも適った短大運営を行っている。【資料 5-1-2】

令和 3（2021）年 11 月の理事会において、「学校法人 香川学園 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部ガバナンス・コード」を策定し、本学ウェブサイトで公表している。ガバナンス・コードは、理事会において達成状況を点検し、その結果を本学ウェブサイトで公表している。令和 5（2023）年 4 月から、学校法人香川学園内部監査室を設置し、学園の業務の妥当性や法令適合性をチェックし、経営の適切性・効率性を高める取り組みを行っている。【資料 5-1-3～6】

教職員の規律については、「学校法人香川学園就業規則」に「第 4 章 服務規律」の第 46 条から第 49 条までに定めている。また、「学校法人香川学園公益通報等に関する規則」を定め、公益通報の体制を整備している。【資料 5-1-7～8】

2) 情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項各号に規定されている公表すべき情報については、短大ウェブサイトの情報公開のページに掲載している。

教育職員免許法第 22 条の 6 に規定されている公表すべき情報については、短大ウェブサイトの情報公開のページに掲載している。

私立学校法第 63 条の 2 に規定されている公表すべき情報については、学校法人香川学園ウェブサイトの情報公開ページに掲載している。

私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条に規定されている事務所に備えて置き、請求があった場合閲覧に供することとなっている書類については、学園事務局経理課及び総務課におい

て、それぞれの業務に関連するものを備え置いている。閲覧については、「学校法人香川学園書類閲覧規則」を定めている。【資料 5-1-9～11】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-1】 学校法人香川学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-1-2】 宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 1 条 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 5-1-3】 学校法人 香川学園 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-4】 本学ウェブサイト ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-5】 令和 5（2023）年度ガバナンス・コードの点検
- 【資料 5-1-6】 学校法人香川学園内部監査規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人香川学園就業規則
- 【資料 5-1-8】 学校法人香川学園公益通報等に関する規則
- 【資料 5-1-9】 本学ウェブサイト 情報公開
- 【資料 5-1-10】 学校法人香川学園ウェブサイト 情報公開
- 【資料 5-1-11】 学校法人香川学園書類閲覧規則

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園は、令和 2（2020）年 3 月に、学園に設置している大学、大学院、短期大学、高等学校、中学校及び幼稚園の明確なビジョンと教育活動の充実によって「選ばれる私学」となる具体的な取り組み及び堅実な財政運営と学園運営の改善を目的として、「学校法人香川学園中期計画」を策定した。基本方針として、ブランド力の強化、競合校の分析に基づく改善、PDCA サイクルの構築、所属ごとの独立採算・経常収支差額の均衡及び教育内容の周知を掲げ、期間を令和 2（2020）年 4 月から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの 5 年間の計画としている。【資料 5-1-12】

中期計画担当理事として、理事長が就任し、理事長のリーダーシップのもと中期計画の点検・評価を行い、事業報告書に結果を報告している。【資料 5-1-13～14】

また、本学園は令和 4（2022）年 7 月の理事会において、「財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）」が承認され、計画的な財務運営に取り組んでいる。この財務中期計画では、各所属の独立採算、現在の経済環境での予測、計画の見直しを策定方針としている。【資料 5-1-15】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-12】 学校法人香川学園中期計画
- 【資料 5-1-13】 中期計画担当理事の選任（令和 2（2020）年 7 月開催理事会資料）
- 【資料 5-1-14】 令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書 【資料 F-7】 と同じ
- 【資料 5-1-15】 財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

本学の衛生委員会において、労働環境への配慮を行っている。毎年、委員による研究室巡回を行い、棚の書類配置状況、コンセント使用の状況や照明の照度を確認している。問題がある研究室があった場合は、教員に研究室の整理を依頼し、再度研究室を巡回し、状況の改善を確認している。【資料 5-1-16～17】

2) 人権への配慮

人権への配慮として、ハラスメント対応については「学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程」、「学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会規程」、「学校法人香川学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」を整備し、対応にあたっている。香川学園の本学ウェブサイトにて規程を掲載し、周知を図るとともに、相談員の電話番号とメールアドレスも同ページで公表し、相談者が相談しやすい環境を整備している。学生については、キャンパスライフガイドブックにハラスメント相談用の電話番号を掲載し、ハラスメントの相談ができるように周知している。【資料 5-1-18～22】

個人情報の保護については、「学校法人香川学園個人情報保護規程」、「学校法人香川学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を整備している。また、本学ウェブサイトにて個人情報の取り扱いについて記載し、学生・保護者の個人情報の保護に努めている。【資料 5-1-23～26】

教職員の心身の健康保護のため、「学校法人香川学園ストレスチェック制度実施規程」を整備し、ストレスチェックを実施している。ストレスチェックの集計結果は衛生委員会で報告されている。【資料 5-1-27～28】

3) 安全への配慮

安全への配慮として、「学校法人香川学園危機管理規程」を整備している。この規程に基づき、大学では「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理規程」、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理委員会規程」及び「宇部フロンティア大学国際交流危機管理マニュアル」を定め、危機管理の体制を整備している。また、消防計画に基づき学生及び教職員の安全への配慮をしており、令和5(2023)年9月に大学・短期大学部合同による避難訓練を実施した。さらに大学は宇部市の緊急避難場所として指定されている。【資料 5-1-29～35】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 5-1-16】 宇部フロンティア大学衛生委員会規程

【資料 5-1-17】 衛生委員会資料・議事録

【資料 5-1-18】 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程

【資料 5-1-19】 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会規程

【資料 5-1-20】 学校法人香川学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン

【資料 5-1-21】 学校法人香川学園ウェブサイト ハラスメント防止・対策

【資料 5-1-22】 2024年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 46頁 【資料 F-5】と同じ

- 【資料 5-1-23】 学校法人香川学園個人情報保護規程
- 【資料 5-1-24】 学校法人香川学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 【資料 5-1-25】 本学ウェブサイト 個人情報の取り扱い
- 【資料 5-1-26】 個人情報の取り扱いについて
- 【資料 5-1-27】 学校法人香川学園ストレスチェック制度実施規程
- 【資料 5-1-28】 衛生委員会議事録
- 【資料 5-1-29】 学校法人香川学園危機管理規程
- 【資料 5-1-30】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理規程
- 【資料 5-1-31】 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理委員会規程
- 【資料 5-1-32】 危機管理基本マニュアル
- 【資料 5-1-33】 宇部フロンティア大学国際交流危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-34】 消防計画
- 【資料 5-1-35】 宇部市緊急避難場所及び避難所一覧

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、ガバナンス・コードの点検・評価を通じて、今後も維持・改善に努めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、寄附行為において、理事会が学校法人の業務を決すること、理事長が特定の議題について評議員会にあらかじめ諮ることを規定している。【資料 5-2-1】

理事の選任は、寄附行為第 7 条に規定しており、同条に基づき理事会において理事の選任を行っている。令和 6（2024）年度における本学園の役員は理事 6 人、監事 2 人で構成され、理事のうち 1 人を理事長、1 人を常務理事として選任している。寄附行為第 14 条に、「常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と規定している。【資料 5-2-2】

理事会の開催は、年間 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月）を定例とし、必要に応じて臨時の理事会を開催している。理事会前の議事打ち合わせや各所属の課題を共有する等、本学園の意思決定を補佐する体制として、所属長会議を開催してきたが、この会議体は規程化された会議体ではなく、組織としての位置づけが不明確であったため、令和 6（2024）年 1 月から「学校法人香川学園常任理事会規程」を理事会で定め、常任理事会が本学園の意思決定を補佐するよう変更している。これに伴い、所属長会議は廃止とした。【資料 5-2-3～4】

評議員会は、年2回以上開催し、理事長からの諮問事項について意見聴取している。令和6（2024）年度は評議員13人で構成している。【資料5-2-5】

また、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人業務の把握に努め、必要に応じて意見を述べている。

事業計画については、予算編成時に各設置学校から提出された事業計画を取りまとめたものを、「学校法人香川学園事業計画書」としている。この事業計画書は、3月の評議員会で意見を聴いた後に理事会で審議している。事業計画の執行については、事業報告書に記載し、当該事業計画年度の決算の理事会で審議している。【資料5-2-6～7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-2-1】学校法人香川学園寄附行為 【資料F-1】と同じ

【資料5-2-2】令和6（2024）年度理事・評議員一覧表 【資料F-10】と同じ

【資料5-2-3】令和5（2023）年度理事会・評議員会開催状況 【資料F-10】と同じ

【資料5-2-4】学校法人香川学園常任理事会規程

【資料5-2-5】令和5（2023）年度評議員会議題

【資料5-2-6】令和6（2024）年度学校法人香川学園事業計画書 【資料F-6】と同じ

【資料5-2-7】令和5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書 【資料F-7】と同じ

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学園の理事会は、使命・目的の達成に向けての意思決定ができる体制である。理事構成としては外部理事2人を擁しており、意思決定時においては多様な意見を取り入れられる体制となっている。また、学内理事の人数は必要最小限にすることが機能的な面もあることから、今後もこの人数構成を継続する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事6人のうち、1人は学長が就任している。また、評議員13人のうち、短大から学長、事務部長の2人が就任している。評議員会での意見聴取や理事会での議事審議を通じて、法人及び短期大学の意思疎通を図っている。【資料5-3-1】

短期大学の最高審議機関である「大学評議会」で審議した事項のうち、学則変更、理事会で改廃することとされている規程、公的研究費の管理・監査にかかる事項等は、理事会でも審議が行われる。これらの短大の運営に係る事項を、理事会で学長が説明することでも、法人及び短期大学の意思疎通が行われることとなる。【資料5-3-2】

理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制として、理事長が中期計画担当理事となり、各学校の中期計画の進捗状況の報告を求める等、計画達成に向けて中心的な役割を果たしていることが挙げられる。また、理事会での方針決定に資するため、規定されている会議体ではないが、所属長会議や学園内理事の会議を必要に応じて招集し、意見調整に努めている。学園の各種規程を整備し、新任の教職員には規程集として配布し、改正があった場合は電子メールで配信する等、規程の周知を行い、内部統制環境を強化している。

理事である事務局長を議長とする事務連絡会議を開催している。各所属の事務担当者が出席し、理事会の決定事項の説明や所属における課題等の意見交換を行っている。短大からは、事務部長が参加しており、事務連絡会議は、事務職員からの意見汲み上げの一端を担っている。【資料 5-3-3】

また、学長は教務部長、学生部長、入試広報部長と毎週 1 回会議を開き、各部長が所管する事項について意見交換や業務指示を行っている。学長は大学評議会に議長として出席し、この中でも教職員の意見の汲み上げを行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】 令和 6（2024）年度理事・評議員一覧表 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-2】 令和 5（2023）年度理事会議題

【資料 5-3-3】 学校法人香川学園事務組織規程 【資料 2-4-1】 と同じ

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

先に述べたとおり、評議員会に短大から学長、事務部長が参画しており、議事の審議を通して法人のチェックをすることとなる。また、短大の学則変更等の議題は、理事会で審議することとなり、理事会が短大のチェックをすることとなる。

監事の選任については、寄附行為に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」こと、「役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者を選任する」こと及び「監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する」ことが規定されており、これに基づき、監事を選任している。また、監事の職務については、寄附行為に規定するもののほか、「学校法人香川学園監事監査規程」を定め、監事の監査上の権限や方法を明確にして実施している。監事は、理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況を確認し業務監査を行うとともに、必要に応じて意見を述べている。監査の結果については、監査報告書を作成し、会計年度の決算の理事会において報告している。監事の理事会・評議員会の出席状況は適切である。【資料 5-3-4～7】

評議員の選任については、寄附行為に基づき選任している。定数については、13 人から 19 人以内としており、令和 5（2023）年度は 13 人である。寄附行為にあらかじめ意見を聴くことを定めているものについては、必ず理事会の前に評議員会を開催して議題としており、評議員会は諮問機関としての機能を果たしている。評議員の評議員会の出席状況は適切である。【資料 5-3-8～9】

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-3-4】 学校法人香川学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-3-5】 学校法人香川学園監事監査規程
- 【資料 5-3-6】 監事の理事会・評議員会出席状況 【資料 F-10】 と同じ
- 【資料 5-3-7】 監事の監査報告書 【資料 F-11】 と同じ
- 【資料 5-3-8】 令和 6（2024）年 5 月理事会議題
- 【資料 5-3-9】 評議員の評議員会出席状況 【資料 F-10】 と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び短期大学の管理運営に係る意思決定は、相互が強力に連携することで円滑に進んでいる。今後も相互チェックを含め、現体制を維持していく。

監事については、学校法人香川学園監事監査規程を定め業務を明確にした。今後は、監事が業務を遂行する上でのサポート体制の向上を検討する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 4（2022）年度に、中長期的な計画として理事会で「財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）」を策定した。この財務中期計画は、中期計画の目標達成と学園運営の改善を図るため、各所属の独立採算や経常収支差額の均衡等を基本方針として策定している。中期計画達成のための学生生徒園児数を目標値とし、施設設備整備の計画を含めた 5 年間の財務計画である。

財務中期計画は直近年度の実績を反映して計画を見直すこととしており、令和 6（2024）年 3 月の理事会・評議員会では、令和 5（2023）年度第 2 次補正予算及び令和 6（2024）年度予算の数値や、施設設備整備計画の変更を反映させた内容に見直している。【資料 5-4-1～2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-4-1】 財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月
【資料 5-1-15】 と同じ

【資料 5-4-2】 財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 6 年 3 月
25 日

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の収支状況は、表 5-4-1 に示すように令和 5（2023）年度決算では、事業活動収入 2 億 56 百万円、事業活動支出 2 億 68 百万円となり、経常収支差額は 14 百万円の支出超過、

宇部フロンティア大学短期大学部

基本金組入前当年度収支差額は 12 百万円の支出超過となった。【資料 5-4-3】

経常収支差額は、過去 5 年間のうち 4 年が支出超過となっており、厳しい収支状況が続いている。

表 5-4-1 宇部フロンティア大学短期大学部の収支状況

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
経常収支差額	△102	0	△45	△20	△14
事業活動収入	323	256	203	276	256
事業活動支出	469	257	655	297	268
基本金組入前当年度収支差額	△145	△1	△451	△20	△12
当年度収支差額	△148	△19	△451	△20	△27

本学園の収支状況は、表 5-4-2 に示すように令和 5 (2023) 年度決算では、事業活動収入 17 億 45 百万円、事業活動支出 17 億 44 百万円となり、経常収支差額は 6 百万円の支出超過、基本金組入前当年度収支差額は 270 千円の収入超過となった。

過去 5 年間の経常収支差額は、令和元 (2019) 年度は 2 億円の支出超過であったが、その他の年度は大きな支出超過はなく、収支のバランスは確保されている。

表 5-4-2 学校法人香川学園の収支状況

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
経常収支差額	△200	2	△6	24	△6
事業活動収入	1,758	1,691	1,736	1,742	1,745
事業活動支出	2,115	1,654	2,134	1,711	1,744
基本金組入前当年度収支差額	△357	37	△397	31	0
当年度収支差額	△369	△64	△520	△44	△76

本学園の金融資産は、表 5-4-3 に示すとおり令和 5 (2023) 年度は、特定資産と現金預金の合計で 10 億円余り確保しており、過去 5 年間と比較しても大きな増減とはなっていない。資産運用については、「学校法人香川学園資産運用管理規程」を定め、安全で効率的な資産運用管理に努めている。同規程第 4 条に基づき、事務局長は運用管理方針を策定し、理事会の承認を得ている。また、借入金の推移については、毎年度の予算どおり返済しているため、借入金残高は着実に減少している。【資料 5-4-4~5】

表 5-4-3 学校法人香川学園の金融資産及び借入金の推移

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
特定資産	95	230	200	245	260
現金預金	657	674	727	780	796
長期借入金	453	370	287	204	121
短期借入金	83	83	83	83	83

教育研究を充実させるための外部資金の導入として、科学研究費補助金を獲得している。分担金として令和2(2020)年度は585千円、令和3(2021)年度は455千円、令和4(2022)年度は130千円、令和5(2023)年度は130千円の収入があった。

<エビデンス集(資料編)>

【資料5-4-3】決算等の計算書類(過去5年間) 【資料F-11】と同じ

【資料5-4-4】学校法人香川学園資産運用管理規程

【資料5-4-5】令和5(2023)年度学校法人香川学園資産運用管理方針

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

財務中期計画について、予算決算の数値や施設設備整備計画の変更を反映し、中期的な財務状況の変化を確認することを継続する。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理については、学校法人会計基準、学園の会計規程である「学校法人香川学園経理規程」、「学校法人香川学園資産運用管理規程」及び「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき行っている。【資料5-5-1~3】

本学の予算執行については、各部署が支出伝票を起票することで行っている。支出伝票は、関係部署の承認を得て学園事務局経理課に提出される。学園事務局経理課では、支出伝票について、会計責任者(学園事務局長)の決裁を得た後、支出を行っている。

【資料5-5-4】

なお、施設の修繕等、予算に計上していない大幅な支出がある場合は、年度の途中で補正予算を編成し、評議員会・理事会に諮っている。また、学生生徒等納付金、補助金、

人件費等予算と著しく乖離があることが見込まれた科目については、年度末に補正予算を編成している。【資料 5-5-5～6】

資産の取得は、「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」に基づき、相見積を徴した上で原議起案により、理事長決裁を得て行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】 学校法人香川学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人香川学園資産運用管理規程 【資料 5-4-4】 と同じ

【資料 5-5-3】 学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程

【資料 5-5-4】 支出伝票

【資料 5-5-5】 令和 5（2023）年度第 1 次補正予算理事会・評議員会資料

【資料 5-5-6】 令和 5（2023）年度第 2 次補正予算理事会・評議員会資料

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では、公認会計士による監査は、監査法人により実施している。会計監査は、令和 5（2023）年度は、定期的な監査を 3 回、実地調査 1 回を含め年間 4 回実施している。【資料 5-5-7】

また、学園の監事による監査は年 1 回実施している。監事は 2 人体制で監査し、定例の理事会にも 2 人の監事が出席し意見を述べている。監事と公認会計士の連携については、毎年度の 5 月に監事監査時に公認会計士が同席し、公認会計士から監事に対して当該年度の監査状況について詳細に報告している。【資料 5-5-8～9】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-7】 令和 5（2023）年度監査日程表

【資料 5-5-8】 監事の監査報告書 【資料 F-11】 と同じ

【資料 5-5-9】 学校法人香川学園監事監査規程 【資料 5-3-5】 と同じ

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は、法令や規程に基づき行っている。公認会計士や監事の監査については、問題なく遂行されているため、現体制を維持していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律は、学則、寄附行為、学校法人香川学園就業規則、学校法人香川学園公益通報に関する規則を定め、規程に則った運営をしており、保たれている。また、行動規範であるガバナンス・コードを定め、毎年点検・評価を実施し、本学ウェブサイトで公表しており、誠実性も確保している。

本学園の使命・目的の実現に向けては、中期計画を策定するとともに、中期計画担当理事として理事長が就任し、理事長のリーダーシップのもと点検・評価が行われており、毎年、事業報告書にも掲載し、継続的に努力をしている。

衛生委員会によって労働環境への配慮を行い、環境の保全がなされている。人権の配慮

については、ハラスメント関係、個人情報保護やストレスチェックの規程を整備し、規程に則った運用を行うことで実施している。安全については、危機管理の規程整備や消防計画の策定によって、配慮がなされている。

理事会・評議員会については、寄附行為の規定を満たす人数で構成されており、寄附行為に基づき運営されている。監事は、毎回の理事会・評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。理事会に提出する議案の決定や各所属の課題を共有する常任理事会を開催しており、意思決定の機能性を高めている。

学長が、理事会の構成員となり、また評議員に学長、事務部長が参画し、理事会や評議員会の議題の審議を通じて、相互の意思決定の円滑化やチェック機能の醸成が図られている。

財務状況については、短大単独の収支状況は厳しいが、学園全体では、経常収支差額が直近4年は均衡傾向であり、収支バランスは確保されている。

会計処理については、規程に基づき行っており、補正予算も編成していることから適正に処理がなされていると認識している。監査体制についても、公認会計士による監査を行い、公認会計士と監事の連携により、監事の監査も実施しており、厳正に実施されている。

以上のことから、基準5を満たしていると判断した。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、自己点検評価について学則第 2 条に以下のとおり規定している。【資料 6-1-1】

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

令和 2（2020）年 3 月の大学評議会において、大学評議会規程を改正し、大学評議会の機能に「全学の内部質保証の責任を担い、内部質保証を推進する」を追加した。これにより、内部質保証の責任体制を明確化した。【資料 6-1-2】

あわせて、大学及び短大の内部質保証方針を決定し、「内部質保証の考え方」、「内部質保証の組織及び役割」及び「内部質保証の手続き」について定めるとともに、内部質保証のための組織として、大学評議会、教学マネジメント委員会、自己点検・評価委員会、FD・SD 委員会及び各学部学科その他の組織を掲げ、各組織の役割を明確化した。【資料 6-1-3】

この中で、自己点検・評価委員会は、自己点検評価書を作成する役割があり、内部質保証において特に重要な役割を果たす組織である。自己点検・評価委員会は、大学及び短大の合同委員会となっており、学長、副学長、大学各学部長、研究科長、各学科長、教務部長、学生部長、入試広報部長、事務部長、総務課長及び学園事務局長が委員となり、次の事項を審議している。【資料 6-1-4】

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準、実施方策等の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施、結果の取りまとめ及び公表に関すること。
- (3) 認証評価に関すること。
- (4) 中期事業計画に関すること。
- (5) その他、自己点検・評価に関する必要な事項に関すること。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】 宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 2 条 【資料 F-3】 と同じ

【資料 6-1-2】 大学評議会規程 【資料 1-2-1】 と同じ

【資料 6-1-3】 内部質保証方針（大学・短大）

【資料 6-1-4】 宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証方針を定め、内部質保証のための組織体制を明確化した。今後は、その組織が内部質保証に関して機能的であったか等の検証をし、よりよい内部質保証体制を構築し

ていく。

また、自己点検・評価について、評価書の完成を終着点とせず、その後のチェック及びアクションに結びつける手順を自己点検・評価委員会で検討する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、自己点検・評価委員会で行っている。日本高等教育評価機構の定める自己点検評価書の点検項目に沿って、自己点検評価書を作成している。作成の際は、対象年度のエビデンス集（データ編）を作成している。

【資料6-2-1】

各年度の自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が作成した冊子により、まず大学評議会に報告され、各教授会を経て、全学教職員に周知される。自己点検評価書の冊子は全教職員に配付している。また、理事会の承認も得ることとしている。その後、本学ウェブサイトに公表している。【資料6-2-2】

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-2-1】宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程 【資料6-1-4】と同じ

【資料6-2-2】本学ウェブサイト 自己点検・評価報告

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学ではIR室を設置して、令和元（2019）年度より教学マネジメント委員会が実施している「3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」に基づいて点検・評価を行うための情報提供を行っている。IR室は、学長及び学長が指名する教職員数名で組織しており、教学に関する各種調査の実施、データの収集、集計及び分析を主な業務とし、アセスメント・ポリシーに基づいた調査の実施、データ収集や報告書の作成を行っている。審議結果は、教学マネジメント委員会から大学評議会に報告され、教授会で全教職員に周知される。【資料6-2-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料6-2-3】IR室運営規程 【資料4-1-10】と同じ

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価について、自己点検評価書にまと

めている。今後は、「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」の内容を、自己点検評価書の作成に活用する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和元（2019）年 8 月の大学評議会において、3つのポリシーのアセスメント・ポリシーを審議・決定した。このアセスメント・ポリシーは、3つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、「3つのポリシーを検証する視点」、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取組課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによって PDCA サイクルを回すための年間スケジュール」で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。【資料 6-3-1】

アセスメント・ポリシーは、毎年度教学マネジメント委員会で作成し、ポリシーに基づいて行った点検評価を「3つのポリシーに関するアセスメント報告書」としてまとめている。この報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出している。【資料 6-3-2～3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】 3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（案）について（令和元（2019）年 8 月大学評議会資料）

【資料 6-3-2】 3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版） 【資料 1-1-7】 と同じ

【資料 6-3-3】 2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書 【資料 1-1-8】 と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーとそれに基づくアセスメント報告書の作成は、令和元（2019）年から始めた取り組みである。アセスメント報告書で抽出した重点取組課題を改善するアクションを起こすことで PDCA サイクルの機能性の向上を図る。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の方針を定め、内部質保証のための組織・役割を明確にしており、責任体制は確立されている。内部質保証のための組織は、大学評議会や教学マネジメント委員会等を充てており、恒常的な組織体制である。

内部質保証のため、自主的・自律的な自己点検・評価を行っており、その結果は自己点検評価書にまとめ、全教職員に配付している。教学マネジメント委員会の下部組織として

IR 室を設置し、調査やデータ収集・分析を行っている。

「3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー」を作成し、それに基づく点検評価を毎年度行って報告書を作成し、内部質保証のための PDCA サイクルは確立している。

以上のように、基準 6「内部質保証」を満たしていると判断した。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 短大が持っている物的・人的資材の社会への還元

A-1-① 地域との連携

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

高大接続に係る高校との連携

宇部フロンティア大学附属香川高等学校および山口県立宇部西高等学校との間に高大連携協定を結んで教育連携を行っている。具体事業としては、当該高校の生徒の希望者に本学の教養教育科目の履修を認めるものであり、これをして高等学校側の科目との単位互換を行うものである。なお、同科目の履修は、高校卒業後本学に入学すれば、既修得単位として認定することになる。開講科目は、教養教育科目である「福祉社会」「食生活と健康」「基礎情報処理」「子どもの成長と発達」「生活と情報」である。【資料 A-1-1】

ふれあい食講座

食物栄養学科では、授業で培った学生の栄養指導力を地域の食育に役立てることを目的に、毎年「ふれあい食講座」を開講している。本学が所在する藤山地区の高齢者を対象に募集を行い、講座の中で食事の提供と健康についての提案を行っている。教員の指導のもと、学生が栄養バランスのとれた食事のレシピを考案し、試作を重ねながら、実際に調理したものを参加者にふるまう。食事や健康に関する提案の説明を学生が行い、地域の高齢者の食育の場としている。令和 2（2020）～3（2021）年度は、新型コロナウイルスの関係で例年と時期や方法を変更して実施した。令和 4（2022）年度は従来通りの方法で実施した。【資料 A-1-2】

企業・自治体との連携による商品開発

食物栄養学科では、企業・自治体との連携による商品開発を行っている。【資料 A-1-3】

周南市との官学連携による地産地消促進事業に、平成 26（2014）年度から取り組んでいる。周南市が産地化を目指しているトマトを用いた商品開発を行い、令和元（2019）年度には「しゅうなん豚トマバーガー」を開発し、実際の販売に結び付けている。令和 2（2020）年度は、別の商品開発に着手したものの試作品の開発及び試食評価をするに留まった。令和 3（2021）年度は、令和 2（2020）年度に試作した「トマトクリチャーパイ」を商品化し、令和 4 年 3 月 11 日（金）より販売を開始した。令和 4（2022）年度は、「しゅうなん地域産品フェア 2022in ソレーネ周南」に出店し、昨年度商品化した「トマトクリチャーパイ」を PR した。

株式会社丸久と商品開発の協定を、平成 25（2013）年度に締結している。消費者の健康ニーズに沿った弁当の開発を目的としている。令和元（2019）年度は、栄養バランスに加え野菜量、食塩相当量に配慮した「おいしさ満載うべ短弁当」を学生と共同開発・商品化して、山口県内の丸久・アルク各店で販売した。令和 2（2020）年度は、「野菜を多くとれ

る！」「メインしっかり！」をコンセプトにして、栄養バランスを考えた「たっぷり野菜が摂れるっちゃ！春の先取りうべたん弁当」を販売した。令和3（2021）年度は、「野菜たっぷり」をコンセプトに彩りまで考えた「彩り辛フル 鶏肉とごぼうの甘辛弁当」を販売した。令和4（2022）年度は、「野菜を多くとれる！」「メインしっかり！」をコンセプトにして、栄養バランスを考えた「ベジベジチキン弁当」を販売した。令和5（2023）年度は、野菜がたっぷり摂れて彩りの良いお弁当をコンセプトに「野菜もりもりピラフ弁当」を販売した。

令和4（2022）年度からの取り組みとして、かまたの恵（地元おはぎカフェ）と連携協定を締結し、商品開発プロジェクト「未来おはぎ」の開発、商品化に向けた展開を進めている。令和5（2023）年度も2年生の学生の考案した新商品が2か月間の期間限定で販売された。

宇部市委託事業の（放課後児童支援員研修会）受託（保育学科）

平成26（2014）年度に締結された「第二次宇部市と宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部との包括的連携・協力に関する協定」に基づき、平成27（2015）年度より「宇部市放課後児童支援員研修会」の実施を市より受託している。学内組織の改編により、平成30（2018）年度より保育学科が運営を担当しており、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった令和2（2020）年度を除き、事業を継続している。令和5（2023）年度も継続して実施した。【資料A-1-4】

学生によるオレンジリボン運動への参加（保育学科）

学生によるオレンジリボン運動（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク主管）に参加し、学生たちとオレンジリボンおよびそれに関する啓発チラシを作成。大学祭、宇部まつりの機会に配布し、児童虐待防止に関する啓発活動を行った。

地域の子育て支援事業、レクリエーション事業等への協力（保育学科）

母子保健推進員による地域の子育て支援イベントや子育てひろばにおける事業等の子ども・子育て支援に係る事業や地域のレクリエーションやスポーツに関する事業の実施に際して、学生を伴い、協力・支援を行った。

行政及びその他の公益団体等の任務（保育学科）

宇部市をはじめ山口県やそのほかの自治体、およびこれらの外郭団体等、公益団体や教育機関等からその附属機関等における委員などの委嘱を受け、あるいは、研修や大会等での指導・助言や講演等の依頼を受け、その任にあたった。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

現在行っている地域との連携を、今後もできるだけ継続し、本学の使命・目的である地域貢献を果たしていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料A-1-1】高大連携協定

【資料 A-1-2】 ふれあい食講座報告書

【資料 A-1-3】 本学ウェブサイト 協働事業

【資料 A-1-4】 令和 5 年度委託事業報告書

【基準 A の自己評価】

高大連携の取組みにより、地域の高校生に対して短大の授業科目を受講する機会を提供している。高校生にとって、高等教育の授業に触れることは、高校の授業と異なる体験であり、高校生の将来形成の諸活動をより豊かにするものと考えている。

地域の高齢者を対象に食講座を毎年開講しており、企業・自治体と連携した商品開発を行っている。

以上のことから、基準 A 「社会貢献」 を満たしていると判断した。

V. 特記事項

1. キャリア支援センター及び就職課による支援

学生の就職・進学支援については、A棟1階にキャリア支援センターを開設している。キャリア支援センターには、キャリアコンサルタント有資格者の専任職員2人が常駐し、専門的な立場から、就職・進学指導を行っている。

キャリア支援センターには、企業等の求人票や全国各大学や短期大学専攻科、専門学校等から届いた編入学案内書や入学案内書類を配架し、学生が自由に見ることができるようにしている。進路資料掲示コーナーには、求人票や企業案内資料等を中心に過去の就職受験記録である「受験報告書」、就職試験対策マニュアル本、求人検索用パソコン、複写機（コピー機）等を整備している。

就職活動報告については、課外活動届の提出を義務付けて、学生の就職活動状況が詳細に把握できるようにした。

また、就職委員会において、進路・就職にかかわる情報共有や学生の進路・就職指導上の問題点等を挙げ、効果的な進路・就職指導及び支援のあり方を検討している。

2. 3つのポリシーに関する点検・評価

令和元（2019）年8月の大学評議会において、3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシーを審議・決定した。このアセスメント・ポリシーは、3つのポリシーの実質化の方策を定めたもので、「3つのポリシーを検証する視点」、「検証の根拠となる各種データを組織的に収集・蓄積・分析する具体的手順」及び「検証に基づいて重点取組課題を抽出し、次年度の教育改善に生かすことによってPDCAサイクルを回すための年間スケジュール」で構成しており、チェックリストやそれに対応する根拠データに基づきアセスメントを行うこととしている。

このアセスメント・ポリシーを基に、教学マネジメント委員会でアセスメント報告書を作成し、実際のアセスメントを行っている。このアセスメント報告書には、アセスメント結果としてのアクションが記載されており、特に重要なものは、重点取組課題として抽出することでPDCAサイクルの実質化に取り組んでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	-	該当なし。	3-1
第 90 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 25 条に入学の資格について規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・該当なし。	2-1
第 92 条	○	○第 1 項から第 2 項に係る事項 ・学則第 49 条第 1 項に、職員組織を規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・学則第 49 条第 2 項に、学長の職務について規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・学則第 49 条第 3 項に、副学長の職務について規定している。 ○第 5 項に係る事項 ・該当なし ○第 6 項から第 10 項に係る事項 ・宇部フロンティア大学短期大学部教員勤務・服務規程の第 2 条に教員の職務について規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 51 条に、教授会を置く旨規定している。 ○第 2 項及び第 3 項に係る事項 ・宇部フロンティア大学短期大学部教授会規程の第 3 条に、教授会の審議事項を規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・宇部フロンティア大学短期大学部教授会規程の第 2 条に、准教授その他の職員を加えることができる旨規定している。	4-1
第 104 条	○	○第 1 項から第 4 項に係る事項 ・該当なし。 ○第 5 項に係る事項 ・学則第 20 条に、学位の授与について規定している。 ○第 6 項から第 8 項に係る事項 ・該当なし。	3-1
第 105 条	-	該当なし。	3-1
第 108 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学則第 1 条に、目的及び使命を規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・学則第 4 条に、修業年限について規定している。	1-1 1-2 2-1 3-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		<p>○第3項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の名称を「宇部フロンティア大学短期大学部」としている。 <p>○第4項及び第5項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 <p>○第6項及び第7項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第3条に、本学に置く学科について規定している。 <p>○第8項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 <p>○第9項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の卒業生は、他の大学に編入学している。 <p>○第10項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学には大学院は置いていない。 	
第109条	○	<p>○第1項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第2条に、自己点検評価について規定している。 <p>○第2項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に認証評価を受審している。 <p>○第3項から第5項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 <p>○第6項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検評価を行い、教育水準の向上に努めている。 <p>○第7項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	6-2
第113条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・本学ウェブサイトにおいて、教育活動の状況を公表している。 	3-2
第114条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園事務組織規程の第14条から第19条に、事務分掌を規定している。 	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	<p>○第1項第1号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第4条に、修業年限について規定している。 ・学則第21条に、学年について規定している。 ・学則第22条に、学期について規定している。 ・学則第23条に、休業日について規定している。 <p>○第1項第2号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条に、本学が設置する学科を規定している。 <p>○第1項第3号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則の第3章に、教育課程について規定している。 ・学則第22条第2項に、授業期間について規定している。 	3-1 3-2

宇部フロンティア大学短期大学部

		<p>○第1項第4号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則の第6章に、学修の評価及び課程修了の認定について規定している。 <p>○第1項第5号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第3条に、収容定員を規定している。 ・学則の第15章に、職員組織について規定している。 <p>○第1項第6号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則の第8章に、入学等について規定している。 <p>○第1項第7号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則の第9章に、校納金について規定している。 <p>○第1項第8号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則の第14章に、賞罰について規定している。 <p>○第1項第9号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第55条に、学寮について規定している。 <p>○第2項及び第3項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	
第24条	-	該当なし。	3-2
第26条 第5項	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学生懲戒委員会規程において、処分の手続きについて規定している。 	4-1
第28条	○	<p>○第1項各号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容に応じて、事務室、学園事務局、保健室及び倉庫に備えている。 <p>○第2項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川学園文書処理規程に、文書の保存期間について定めている。 <p>○第3項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	3-2
第143条	-	該当なし。	4-1
第146条	○	第12条に入学前の既修得単位の認定について規定している。	3-1
第150条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第25条に、入学の資格について規定している。 	2-1
第162条	-	該当なし。	2-1
第163条	○	<p>○第1項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第22条に、各学期の期間について規定している。 <p>○第2項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	3-2
第163条の2	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第42条に、科目等履修生について規定し、成績証明書を発行している。 	3-1
第164条	-	該当なし。	3-1
第165条の2	○	<p>○第1項各号に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学は、各学科の3つのポリシーを定めている。 	1-2 2-1

宇部フロンティア大学短期大学部

		○第2項に係る事項 ・本学では、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を身に付けるために定めていることを規定しており、一貫性は保たれている。	3-1 3-2 6-3
第166条	○	・公益財団法人日本高等評価教育機構の定める項目に沿って、自己点検評価報告書を作成している。 ・自己点検評価報告書は、自己点検・評価委員会で策定している。	6-2
第172条の2	○	○第1項各号、第4項～第8項に係る事項 ・本学ウェブサイトにて情報公表している。 ○第2項及び第3項に係る事項 ・該当なし。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	・卒業判定において、卒業可となった者に卒業証書を授与している。	3-1

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	・本学の状態は、設置基準を遵守して設置し、基準を上回っている。	6-2 6-3
第2条	○	・学則第1条に目的・使命を定めている。	1-1 1-2
第2条の2	○	・規程に基づき入学者の選抜は、入試・広報委員会で適切に行っている。	2-1
第3条	○	○第1項に係る事項 ・学則第3条第1項に、組織する学科を規定している。 ○第2項に係る事項 ・該当なし。	1-2
第3条の2	-	該当なし。	3-2
第4条	○	○第1項に係る事項 ・学則第3条に学生定員について規定している。 ○第2項に係る事項 ・該当なし。 ○第3項に係る事項 ・学生定員は本学の諸条件を総合的に判断して定めている。 ○第4項に係る事項 ・本学は、各入試方法に募集人数を設ける等をして、在学生数を適正に管理している。	2-1
第5条	○	○第1項に係る事項	1-2

宇部フロンティア大学短期大学部

		<ul style="list-style-type: none"> ・学則別表 1-1、1-2 及び 1-3 に本学で開講している学科の授業科目を規定しており、体系的な教育課程となっている。 ○第 2 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程には、教養科目と各学科の専門科目を配置するとともに、使命・目的の下にカリキュラム・ポリシーに基づく授業展開を行うことで、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している。 	3-2
第 5 条の 2	-	・該当なし	3-2
第 6 条	○	・学則第 6 条に、教育課程の編成方法について規定している。	3-2
第 7 条	○	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 項から第 3 項に係る事項 ・学則第 8 条に単位の算定基準について規定している。 	3-1
第 8 条	○	・学則第 22 条第 2 項に、1 年間の授業期間について規定している。	3-2
第 9 条	○	・本学は Semester 制であり、各学期の授業期間は 15 週である。	3-2
第 10 条	○	・授業科目によっては 2 クラス開講としており、授業を行う学生数を適切な人数としている。	2-5
第 11 条	○	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 項から第 4 項に係る事項 ・学則第 6 条第 2 項及び第 3 項に、授業の方法について規定している。 	2-2 3-2
第 11 条の 2	○	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・学年暦・シラバスを 4 月のオリエンテーション時に学生に明示している。 ○第 2 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準は、キャンパスライフガイドブック・シラバス等に明示しており、適切に運用している。 	3-1
第 12 条	-	該当なし。	3-2
第 13 条	○	・学則第 18 条に、単位の授与について規定している。	3-1
第 13 条の 2	○	・履修登録単位数の上限の規定に向けて、検討を続けている。	3-2
第 13 条の 3	-	該当なし。	3-1
第 14 条	○	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・学則第 10 条第 1 項及び第 2 項に、他の短期大学等における授業科目の履修及び修得できる単位数について規定している。 ○第 2 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・学則第 10 条第 3 項及び第 4 項に、外国の短期大学等における授業科目の履修及び修得できる単位数について規定している。 	3-1
第 15 条	○	・学則第 11 条に、短大等以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第 16 条	○	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 項、第 2 項及び第 4 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・学則第 12 条に入学前の既修得単位について規定している。 ○第 3 項に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	3-1

宇部フロンティア大学短期大学部

第 16 条の 2	-	該当なし。	3-2
第 17 条	○	○第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に係る事項 ・学則第 42 条及び科目等履修生に関する規程において、科目等履修生について規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・該当なし。	3-1 3-2
第 18 条	○	・学則第 19 条に、卒業の認定について規定している。	3-1
第 19 条	-	該当なし。	3-1
第 20 条	○	○第 1 項に係る事項 ・教員数については、設置基準を満たしている。 ○第 2 項に係る事項 ・運営組織規程に、役割分担や責任の所在について規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・専属の教員、職員を設置するため、現在の組織体制を点検している。 ○第 4 項に係る事項 ・学校法人香川学園事務組織規程第 4 条に大学の事務組織について規定している。 ○第 5 項に係る事項 ・教育課程に授業科目「キャリアデザイン」を開講している。 ・就職委員会を組織し、就職課と連携して業務を遂行している。 ○第 6 項に係る事項 ・本学ウェブサイト年齢別教員数を公表しているが、特定の年代の偏りはないと考えている。 ○第 7 項に係る事項：該当なし。	2-2 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 20 条の 2	○	○第 1 項に係る事項 ・主要授業科目は検討中である。必修科目は専任教員が担当しているが、一部の科目は非常勤講師が担当している。 ○第 2 項に係る事項 ・助手が配置されている学科では、助手が実験・実習を補助している。 ○第 3 項に係る事項 ・教員以外の教員、学生に補助させていない。	3-2 4-2
第 21 条	-	該当者なし。	3-2 4-2
第 22 条	○	・基幹教員数は、規定された人数以上である。	3-2 4-2
第 22 条の 2	○	○第 1 項及び第 2 項に係る事項 ・委員会を設置し、毎年度 FD・SD 研修会を実施している。	3-2 3-3

宇部フロンティア大学短期大学部

		○第3項に係る事項 ・該当なし	4-2 4-3
第22条の3		・学長選考規程第2条に、「学長は、本学の建学の精神を体し、人格が高潔で学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者でなければならない。」と規定している。	4-1
第23条	○	・教員選考基準規程第2条に、教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第24条	○	・教員選考基準規程第3条に、准教授の資格について規定している。	3-2 4-2
第25条	○	・教員選考基準規程第4条に、講師の資格について規定している。	3-2 4-2
第25条の2	○	・教員選考基準規程第5条に、助教の資格について規定している。	3-2 4-2
第26条	○	・教員選考基準規程第6条に、助手の資格について規定している。	3-2 4-2
第27条	○	○第1項に係る事項 ・校地は教育にふさわしい環境であり、休息その他に利用するのに適当な空地を有している。 ○第2項から第3項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第27条の2	○	○第1項に係る事項 ・校舎に隣接した敷地内に運動場を設けている。	2-5
第28条	○	○第一項に係る事項 ・学長室、会議室、事務室はA棟に備えている。 ・教室はB棟及びE棟に、研究室はA棟及びE棟に備えている。 ・図書館、保健室はA棟に備えている。 ○第2項に係る事項 ・教室は、必要な種類と数を備えている。 ○第3項に係る事項 ・研究室は、全専任教員分を備えている。 ○第4項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第29条	○	・図書館は必要な図書を備え、適切に運営されている。	2-5
第30条	○	○第1項に係る事項 ・校地面積は基準を満たしている。 ○第2項及び第3項に係る事項 ・該当なし。	2-5
第31条	○	・校舎の面積は、基準を満たしている。	2-5
第32条	-	該当なし。	2-5

宇部フロンティア大学短期大学部

第 33 条	○	・教育研究用機器備品管理台帳に記載する必要な機械・器具を備えている。	2-5
第 33 条の 2	-	該当なし。	2-5
第 33 条の 3	○	・毎年度の予算で、必要な経費を確保し、教育環境を整備している。	2-5 4-4
第 34 条	○	・名称は、教育研究上の目的にふさわしいと認識している。	1-1
第 35 条	-	該当なし。	1-2
第 35 条の 2	-	該当なし。	2-1
第 35 条の 3	-	該当なし。	3-2
第 35 条の 4	-	該当なし。	4-1
第 35 条の 5	-	該当なし。	3-2
第 35 条の 6	-	該当なし。	2-5
第 35 条の 7	-	該当なし。	3-1
第 35 条の 8	-	該当なし。	4-2
第 35 条の 9	-	該当なし。	2-5
第 36 条	-	該当なし。	3-2
第 37 条	-	該当なし。	3-1
第 38 条	-	該当なし。	3-1
第 39 条	-	該当なし。	3-2 4-2
第 40 条	-	該当なし。	2-5
第 41 条	-	該当なし。	2-5
第 42 条	-	該当なし。	2-5
第 51 条	-	該当なし。	1-2
第 52 条	-	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	・学則第 20 条に、学位の授与について規定している。	3-1
第 10 条	○	・本学の学位規程第 2 条に、専攻分野の名称を規定している。	3-1
第 10 条の 2	-	該当なし。	3-1
第 13 条	○	・学位記程を定めている。	3-1

宇部フロンティア大学短期大学部

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	・中期的な財務計画や教育質向上の計画を行い、情報の公表もしている。	5-1
第 26 条の 2	○	・貸借対照表の注記に関連当事者がある場合は、記載している。	5-1
第 33 条の 2	○	・寄附行為は事務室に備え付けているとともに、本学ウェブサイト で公表している。	5-1
第 35 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 6 条第 1 項に、理事及び監事の人数 を規定している。 ○第 2 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 6 条第 2 項に、理事のうち 1 人を 理事長とする旨規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	・学校法人と役員との関係は、委任の規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	・学校法人香川学園寄附行為第 18 条に、理事会について規定して いる。	5-2
第 37 条	○	○第 1 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 13 条に、理事長の職務を規定して いる。 ○第 2 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 15 条に、理事の代表権の制限を規 定している。 ・学校法人香川学園寄附行為第 16 条に、理事長の職務の代理につ いて規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 17 条に、監事の職務について規定 している。	5-2 5-3
第 38 条	○	○第 1 項～第 2 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 7 条第 1 項に、理事の選任について 規定している。 ○第 3 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 7 条第 2 項に、校長等の職を退いた 時に理事の職を失う旨規定している。 ○第 4 項に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 8 条に、監事の選任について規定し ている。 ○第 5 項～第 6 項に係る事項 ・理事または監事に、選任時に役員または職員でないものが含まれ	5-2

宇部フロンティア大学短期大学部

		<p>ている。</p> <p>○第7項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていない。 <p>○第8項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第9条に該当する役員はいない。 	
第39条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第9条に、監事の兼職の禁止について規定している。 	5-2
第40条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第11条に、役員の新補充について規定している。 	5-2
第41条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第21条に、評議員会について規定している。 	5-3
第42条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第22条に、評議員会への諮問事項を規定している。 	5-3
第43条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第23条に、評議員会の意見具申等について規定している。 	5-3
第44条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第25条に、評議員の選任について規定している。 	5-3
第44条の2	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第41条及び第42条に、賠償責任について規定している。 	5-2 5-3
第44条の3	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第41条及び第42条に、賠償責任について規定している。 	5-2 5-3
第44条の4	○	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校法に準拠している。 	5-2 5-3
第44条の5	○	<ul style="list-style-type: none"> ・賠償責任及び保険契約については、一般社団・財団法人法を読み替え適切に対応している。 	5-2 5-3
第45条	○	<p>○第1項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第47条第1項に、文部科学大臣の認可を受けなければならない旨規定している。 <p>○第2項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第47条第2項に、文部科学大臣に届出なければならない旨規定している。 	5-1
第45条の2	○	<p>○第1項及び第2項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第36条に、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画を策定する旨規定している。 <p>○第3項に係る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画は、認証評価の結果を反映させて策定している。 	1-2 5-4 6-3
第46条	○	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人香川学園寄附行為第37条第2項に、決算及び事業の実績を評議員会に報告する旨規定している。 	5-3

宇部フロンティア大学短期大学部

第 47 条	○	・学校法人香川学園寄附行為第 38 条に、財産目録等の備付け及び閲覧について規定している。	5-1
第 48 条	○	・学校法人香川学園寄附行為第 40 条に、役員の報酬について明記している。別に役員報酬に関する規程を明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	・学校法人香川学園寄附行為第 35 条に、会計年度について規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	○第 1 項各号に係る事項 ・学校法人香川学園寄附行為第 39 条各号に情報の公表について規定している。	5-1

短期大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

宇部フロンティア大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人香川学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	2025 大学案内	
【資料 F-3】	短期大学学則（紙媒体）	
	宇部フロンティア大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度入学者募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6（2024）年度 学校法人香川学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5（2023）年度 学校法人香川学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス（ウェブサイト） 2025 大学案内 65 頁	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	・学校法人香川学園規程集 ・宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人香川学園理事・評議員名簿 ・2023 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・計算書類 ・監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	・2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 5 頁～34 頁 ・シラバス（電子データ） ウェブサイト https://www.ube-c.ac.jp/page-guide/content01	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

宇部フロンティア大学短期大学部

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第1条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 教育理念と教育目的	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	本学ウェブサイト（大学紹介）	
【資料 1-1-4】	学長講話配布資料（基礎教養科目「大学入門」）	
【資料 1-1-5】	2025 年版大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	本学ウェブサイト（NEWS&TOPICS）	
【資料 1-1-7】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	
【資料 1-1-8】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	
【資料 1-1-9】	2021 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	
【資料 1-1-10】	建学の精神等の整理について（令和 4(2022)年 9 月大学評議会資料）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学評議会規程	
【資料 1-2-2】	令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-3】	令和 6（2024）年度前期オリエンテーションスケジュール	
【資料 1-2-4】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	A 棟 1F 写真	
【資料 1-2-6】	A 棟 5F 大会議室写真	
【資料 1-2-7】	卒業式要覧	
【資料 1-2-8】	入学式要覧	
【資料 1-2-9】	本学ウェブサイト 学長メッセージ	
【資料 1-2-10】	2025 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-11】	中期計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）	
【資料 1-2-12】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-13】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-14】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 1-2-15】	宇部フロンティア大学運営組織規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	本学ウェブサイト 3つのポリシー	
【資料 2-1-2】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-3】	2025 年度入学者募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	広報フロンティア（2023 年版）	
【資料 2-1-5】	2025 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-6】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-1-7】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 2-1-8】	入試・広報委員会規程	
【資料 2-1-9】	2025 年度入学者募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	本学ウェブサイト 職業訓練受講生募集のご案内	
【資料 2-1-11】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度版）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-1-12】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 2-1-13】	エビデンス集（データ編）共通基礎様式 2	

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 2-1-14】	学則変更の趣旨等を記載した書類	
【資料 2-1-15】	令和 7 年度入試志願者を確保するための方策の検討について (令和 6 年 2 月の大学評議会資料)	
【資料 2-1-16】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	宇部フロンティア大学運営組織規程	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 2-2-2】	令和 6 (2024) 年度委員会構成一覧	
【資料 2-2-3】	教学マネジメント委員会規程	
【資料 2-2-4】	宇部フロンティア大学教務委員会規程	
【資料 2-2-5】	宇部フロンティア大学教養教育委員会規程	
【資料 2-2-6】	宇部フロンティア大学教職課程会議規程	
【資料 2-2-7】	ダイバーシティ推進委員会設置規程	
【資料 2-2-8】	教学組織の見直しについて (令和 2 (2020) 年 2 月大学評議会資料)	
【資料 2-2-9】	宇部フロンティア大学学生生活委員会規程	
【資料 2-2-10】	学生支援方針 (令和 4 (2022) 年 3 月大学評議会資料)	
【資料 2-2-11】	障害学生支援規程	
【資料 2-2-12】	2024 年度オフィスアワー実施時間	
【資料 2-2-13】	栄養士実力試験受験対策日程	
【資料 2-2-14】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー (2024 年度版)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 2-2-15】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 2-2-16】	GPA を活用した学生指導について (令和 3 年 2 月教務委員会資料)	
【資料 2-2-17】	GPA を活用した成績不振学生への指導実施報告書	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生支援方針 (令和 4 年 3 月大学評議会資料)	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-3-2】	「キャリアデザイン」シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-3】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 進路 49～51 頁	【資料 F-5】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学校法人香川学園事務組織規程	
【資料 2-4-2】	宇部フロンティア大学学生生活委員会規程	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 2-4-3】	宇部フロンティア大学運営組織規程	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 2-4-4】	教学組織の見直しについて (令和 2 (2020) 年 2 月大学評議会資料)	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-4-5】	宇部フロンティア大学学生相談室規程	
【資料 2-4-6】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 46～47 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-7】	学生相談室来室記録 (令和 5 (2023) 年 4 月大学評議会資料)	
【資料 2-4-8】	令和 5 年度 学生相談室情報交換会 議事録	
【資料 2-4-9】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 40 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-10】	宇部フロンティア大学短期大学部奨学金規程	
【資料 2-4-11】	宇部フロンティア大学短期大学部奨学金規程施行細則	
【資料 2-4-12】	宇部フロンティア大学短期大学部学生会会則	
【資料 2-4-13】	宇部フロンティア大学学生団体及び課外活動規程	
【資料 2-4-14】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 47～48 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-15】	学校法人香川学園宇部フロンティア大学洗心寮平面図	
【資料 2-4-16】	学校法人香川学園宇部フロンティア大学学寮規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパス配置図	
【資料 2-5-2】	エビデンス集 (データ編) 共通基礎様式 1	

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 2-5-3】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 大学校舎配置図	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-4】	学校法人香川学園事務組織規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 2-5-5】	清掃作業委託請負契約書	
【資料 2-5-6】	一般廃棄物処理契約書	
【資料 2-5-7】	業務委託契約 (D 棟エレベータ)	
【資料 2-5-8】	昇降機保全契約書 (A 棟 B 棟エレベータ)	
【資料 2-5-9】	自家用電気工作物の保安全管理業務に関する委託契約書	
【資料 2-5-10】	消防用設備点検契約書	
【資料 2-5-11】	警備契約書	
【資料 2-5-12】	警備業務請負契約書	
【資料 2-5-13】	本学ウェブサイト 校舎の耐震化率について	
【資料 2-5-14】	附属図書館利用案内	
【資料 2-5-15】	サービス利用契約書	
【資料 2-5-16】	ネオシリウス・クラウド利用規約	
【資料 2-5-17】	「ネオシリウス・クラウド」サービス仕様書	
【資料 2-5-18】	Wi-Fi アクセスポイント設置箇所	
【資料 2-5-19】	令和 5 (2023) 年度前期時間割	
【資料 2-5-20】	令和 5 (2023) 年度後期時間割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	意見箱回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	本学ウェブサイト 3つのポリシー	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 3-1-2】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー (2024 年度版)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-1-4】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-1-5】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 20 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-6】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 12~13 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	本学ウェブサイト 学修の評価	
【資料 3-1-8】	本学ウェブサイト 卒業の要件	
【資料 3-1-9】	宇部フロンティア短期大学部学則 第 8 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	履修、試験及び成績評価に関する規程	
【資料 3-1-11】	宇部フロンティア大学短期大学部卒業認定基準に関する規程	
【資料 3-1-12】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部 GPA 制度に関する運用規程	
【資料 3-1-13】	GPA を活用した学生指導について (令和 3 年 2 月教務委員会資料)	【資料 2-2-16】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	本学ウェブサイト 3つのポリシー	【資料 2-1-1】と同じ
【資料 3-2-2】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 3つのポリシー	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー (2024 年度版)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-2-4】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-2-5】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 8 頁、11 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー (2024 年度版)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-2-7】	2023 年度 3つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 3-2-8】	シラバス	【資料 F-12】と同じ

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 3-2-9】	各学科教育課程表 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 6～7 頁、9～10 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-10】	教養教育委員会規程	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 3-2-11】	各学科教育課程表 2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 6～7 頁、9～10 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-12】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 13 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-13】	教養教育委員会資料 入学前教育、初年次教育の実施状況	
【資料 3-2-14】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-15】	シラバス作成要領 (2023 年版)	
【資料 3-2-16】	シラバスチェックの依頼及び集計結果	
【資料 3-2-17】	令和 5 (2023) 年度全学 FD・SD 研修会資料	
【資料 3-2-18】	アクティブ・ラーニング実践報告集	
【資料 3-2-19】	宇部フロンティア大学教員の教育活動の評価に関する規程	
【資料 3-2-20】	ティーチングポートフォリオ作成マニュアル	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	3つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー (2024 年度版)	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 3-3-2】	保育学科 令和 5 年度 学修成果の評価シート	
【資料 3-3-3】	食物栄養学科 学修成果の評価	
【資料 3-3-4】	卒業生調査の集計結果	
【資料 3-3-5】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 49 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	宇部フロンティア大学運営組織規程	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 4-1-3】	宇部フロンティア大学短期大学部副学長選考規程	
【資料 4-1-4】	学長裁定	
【資料 4-1-5】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-6】	教学マネジメント委員会規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 4-1-7】	教学組織の見直しについて (令和 2 (2020) 年 2 月大学評議会資料)	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 4-1-8】	宇部フロンティア大学短期大学部教授会規程	
【資料 4-1-9】	教学マネジメント委員会規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 4-1-10】	IR 室運営規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	エビデンス集 (データ編) 共通基礎様式 1	
【資料 4-2-2】	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の採用手続きに関する規程	
【資料 4-2-3】	宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部教員の昇任手続きに関する規程	
【資料 4-2-4】	宇部フロンティア大学短期大学部教員選考基準規程	
【資料 4-2-5】	教員採用の審査基準 (2023 年度)	
【資料 4-2-6】	教員昇任の審査基準 (2023 年度)	
【資料 4-2-7】	宇部フロンティア大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-8】	FD・SD 実施方針	
【資料 4-2-9】	令和 5 (2023) 年度 FD・SD 研修会年間計画	
【資料 4-2-10】	令和 5 (2023) 年度全学 FD・SD 研修会資料	【資料 3-2-17】と同じ

宇部フロンティア大学短期大学部

4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和 2 (2020) 年度事務職員 SD 研修会案内・研修資料	
【資料 4-3-2】	令和 3 (2021) 年 SD 研修会案内・研修資料	
【資料 4-3-3】	令和 4 (2022) 年 SD 研修会案内・研修資料	
【資料 4-3-4】	FD・SD 実施方針	【資料 4-2-8】と同じ
【資料 4-3-5】	令和 5 (2023) 年度 FD・SD 研修会年間計画	【資料 4-2-9】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 6 (2024) 年度研究室配置	
【資料 4-4-2】	宇部フロンティア大学附属地域研究所規程	
【資料 4-4-3】	宇部フロンティア大学附属地域研究所運営委員会規程	
【資料 4-4-4】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する措置等に関する規程	
【資料 4-4-5】	令和 5 (2023) 年度研究倫理・コンプライアンス教育案内文	
【資料 4-4-6】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-7】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部の研究活動における行動規範	
【資料 4-4-8】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における人を対象とする研究倫理指針	
【資料 4-4-9】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-10】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における研究倫理審査委員会運用規則	
【資料 4-4-11】	令和 5 (2023) 年度人を対象とする医学系研究倫理研修会案内文	
【資料 4-4-12】	令和 6 (2024) 年度予算配分表	
【資料 4-4-13】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部における公的研究費等に係る間接経費の取扱規則	
【資料 4-4-14】	令和 5 (2023) 年度科研費間接経費収支簿	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人香川学園 宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	本学ウェブサイト ガバナンス・コード	
【資料 5-1-5】	令和 5 (2023) 年度ガバナンス・コードの点検	
【資料 5-1-6】	学校法人香川学園内部監査規程	
【資料 5-1-7】	学校法人香川学園就業規則	
【資料 5-1-8】	学校法人香川学園公益通報等に関する規則	
【資料 5-1-9】	本学ウェブサイト 情報公開	
【資料 5-1-10】	学校法人香川学園ウェブサイト 情報公開	
【資料 5-1-11】	学校法人香川学園書類閲覧規則	
【資料 5-1-12】	学校法人香川学園中期計画	
【資料 5-1-13】	中期計画担当理事の選任 (令和 2 (2020) 年 7 月開催理事会資料)	
【資料 5-1-14】	令和 5 (2023) 年度学校法人香川学園事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-15】	財務中期計画 (令和 4 (2022) 年度～令和 8 (2026) 年度) 令和 4 年 7 月	

宇部フロンティア大学短期大学部

【資料 5-1-16】	宇部フロンティア大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-17】	衛生委員会資料・議事録	
【資料 5-1-18】	学校法人香川学園ハラスメント防止・対策規程	
【資料 5-1-19】	学校法人香川学園ハラスメント防止・対策委員会規程	
【資料 5-1-20】	学校法人香川学園ハラスメント防止・対策に関するガイドライン	
【資料 5-1-21】	学校法人香川学園ウェブサイト ハラスメント防止・対策	
【資料 5-1-22】	2024 年度版 CAMPUS LIFE GUIDEBOOK 46 頁	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-23】	学校法人香川学園個人情報保護規程	
【資料 5-1-24】	学校法人香川学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-25】	本学ウェブサイト 個人情報の取り扱い	
【資料 5-1-26】	個人情報の取り扱いについて	
【資料 5-1-27】	学校法人香川学園ストレスチェック制度実施規程	
【資料 5-1-28】	衛生委員会議事録	
【資料 5-1-29】	学校法人香川学園危機管理規程	
【資料 5-1-30】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理規程	
【資料 5-1-31】	宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部危機管理委員会規程	
【資料 5-1-32】	危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-33】	宇部フロンティア大学国際交流危機管理マニュアル	
【資料 5-1-34】	消防計画	
【資料 5-1-35】	宇部市緊急避難場所及び避難所一覧	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	令和 6（2024）年度理事・評議員一覧表	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	令和 5（2023）年度理事会・評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	学校法人香川学園常任理事会規程	
【資料 5-2-5】	令和 5（2023）年度評議員会議題	
【資料 5-2-6】	令和 6（2024）年度学校法人香川学園事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-2-7】	令和 5（2023）年度学校法人香川学園事業報告書	【資料 F-7】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和 6（2024）年度理事・評議員一覧表	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	令和 5（2023）年度理事会議題	
【資料 5-3-3】	学校法人香川学園事務組織規程	【資料 2-4-1】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人香川学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人香川学園監事監査規程	
【資料 5-3-6】	監事の理事会・評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	監事の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-8】	令和 6（2024）年 5 月理事会議題	
【資料 5-3-9】	評議員の評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 4 年 7 月	【資料 5-1-15】と同じ
【資料 5-4-2】	財務中期計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）令和 6 年 3 月 25 日	
【資料 5-4-3】	決算等の計算書類（過去 5 年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人香川学園資産運用管理規程	
【資料 5-4-5】	令和 5（2023）年度学校法人香川学園資産運用管理方針	

宇部フロンティア大学短期大学部

5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人香川学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人香川学園資産運用管理規程	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程	
【資料 5-5-4】	支出伝票	
【資料 5-5-5】	令和 5（2023）年度第 1 次補正予算理事会・評議員会資料	
【資料 5-5-6】	令和 5（2023）年度第 2 次補正予算理事会・評議員会資料	
【資料 5-5-7】	令和 5（2023）年度監査日程表	
【資料 5-5-8】	監事の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-9】	学校法人香川学園監事監査規程	【資料 5-3-5】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	宇部フロンティア大学短期大学部学則 第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	大学評議会規程	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 6-1-3】	内部質保証方針（大学・短大）	
【資料 6-1-4】	宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	宇部フロンティア大学自己点検・評価に関する規程	【資料 6-1-4】と同じ
【資料 6-2-2】	本学ウェブサイト 自己点検・評価報告	
【資料 6-2-3】	IR 室運営規程	【資料 4-1-10】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（案）について（令和元（2019）年 8 月大学評議会資料）	
【資料 6-3-2】	3 つのポリシーに関するアセスメント・ポリシー（2024 年度）	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 6-3-3】	2023 年度 3 つのポリシーに関するアセスメント報告書	【資料 1-1-8】と同じ

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短大が持っている物的・人的資源の社会への還元		
【資料 A-1-1】	高大連携協定	
【資料 A-1-2】	ふれあい食講座報告書	
【資料 A-1-3】	本学ウェブサイト 協働事業	
【資料 A-1-4】	令和 5 年度委託事業報告書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

